

第2次  
石岡市男女共同参画基本計画  
素案

平成 年 月

石岡市



# 目次

第Ⅰ章 基本計画策定の趣旨 .....	1
1. 計画策定の目的 .....	1
2. 計画の基本理念 .....	2
3. 計画の位置づけ .....	3
4. 計画の構成と期間 .....	4
第Ⅱ章 計画策定の背景 .....	5
1. 男女共同参画に関する国内外の動き .....	5
2. 男女共同参画をめぐる市の現状 .....	7
(1) 人口と世帯の状況 .....	7
(2) 結婚や離婚の状況 .....	10
(3) 出生の状況 .....	13
(4) 就業の状況 .....	14
(5) ドメスティック・バイオレンス（DV）の状況 .....	18
(6) 国際化の状況 .....	20
3. 男女共同参画に関する市民意識 .....	21
(1) 男女の地位の平等に関する意識について .....	21
(2) 性別での固定的役割分担について .....	24
(3) 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと .....	27
4. 第1次石岡市男女共同参画基本計画の総括 .....	28
(1) 成果指標の達成状況 .....	28
第Ⅲ章 基本計画 .....	30
計画の体系 .....	30
基本目標が目指す考え方 .....	31
第2次石岡市男女共同参画基本計画における重点項目 .....	32
基本目標1  あらゆる分野での女性の活躍促進 .....	33
基本施策①  経済分野における男女共同参画の実現 .....	33
基本施策②  行政分野における男女共同参画の実現 .....	36
基本施策③  地域活動における男女共同参画の実現 .....	38
基本施策④  女性活躍に向けた意識の改革と社会制度・慣行の見直し .....	40

基本目標2 男女がともに働きやすい就業環境の整備 .....	43
基本施策① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 .....	43
基本施策② 働く女性, 働きたい女性への支援 .....	47
基本目標3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備 .....	49
基本施策① 男性の家事・育児等への参画促進 .....	49
基本施策② 仕事と子育ての両立支援.....	51
基本施策③ 仕事と介護の両立支援 .....	53
基本目標4 安全・安心に暮らせる社会の実現.....	55
基本施策① 女性に対するあらゆる暴力の根絶 .....	55
基本施策② 生涯にわたる男女の健康支援.....	57
基本施策③ 男女共同参画の視点にたった防災体制の確立.....	59
基本施策④ 様々な生活上の困難や課題を抱える男女の支援 .....	61
第2次石岡市男女共同参画基本計画 成果指標.....	64
第IV章 計画の推進.....	65
1. 計画の推進体制 .....	65
2. 進行管理の体制 .....	65
資料 .....	67
1. 第2次石岡市男女共同参画基本計画策定経過 .....	67
2. 石岡市男女共同参画審議会規則 .....	69
3. 石岡市男女共同参画審議会委員名簿 .....	71
4. 石岡市男女共同参画基本計画策定専門部会委員名簿.....	72
5. 石岡市男女共同参画条例 .....	73
6. 石岡市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要 .....	78
(1) 意識調査の概要 .....	78
(2) 調査結果.....	78

# 第 I 章 基本計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の目的

男女がお互いの人権を尊重しつつも責任を分かち合い、女性も男性にとっても個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を前文で掲げる「男女共同参画社会基本法」の制定を受けて「(第 1 次) 石岡市男女共同参画基本計画」が策定されてから 10 年が経過しました。この間にも少子高齢化は一段と進み、高齢者を支える生産年齢人口や未来を支える年少人口はその数・割合ともに減少を続け、**労働力不足が現実の問題となっています。それに対し、能力を存分に發揮したいと考える女性の希望が叶う社会を実現することは、女性自身にとって、また社会の問題解決の点でも、望ましいものといえます。**

一方、地域や社会からの支援を必要とする核家族や母子・父子家庭が増加したり、配偶者やパートナー等からの暴力など、ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害や児童・高齢者等への虐待など、人権が侵害される問題が深刻化しており、それらの根絶に向けた社会的な取り組みが求められています。

更に、近年、地震や豪雨をはじめとする自然災害が国内各地で頻繁に発生しており、防災・減災の観点から、災害発生時の弱者である女性や子ども、高齢者に配慮した日頃からの備えが重要になっています。

こうした現代社会の課題を解決するために、男女がよりよく互いを理解し、合理性の乏しい性別による固定的な役割分担の意識を変え、女性が無理をすることなくその能力を發揮し活躍することを可能とする男女共同参画社会を実現することの重要性が、ますます高まっています。

「第 2 次石岡市男女共同参画基本計画」は、「(第 1 次) 石岡市男女共同参画基本計画」の満了にあたり、これまでの取り組みの成果やその検証結果、男女共同参画に関する住民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえ、これからの 10 年に予測される課題へ取り組むことで、本市における男女共同参画社会の実現を目指すために策定をするものです。

### ■男女共同参画社会とは■ 男女共同参画社会基本法第 2 条から抜粋

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である。

## 2. 計画の基本理念

---

第2次石岡市男女共同参画基本計画の基本理念は、石岡市男女共同参画条例に基づいて定められた第1次計画の基本理念を引き継ぎ、以下のとおりとします。

### ■男女の人権の尊重

「個人としての尊厳が重んじられること」「性別による差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること」など男女の人権が十分尊重されることが重要です。

### ■社会における制度・慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動が自由に選択できる社会を目指し、結婚、出産・子育て、就業等の社会活動の選択を妨げる制度・慣行の見直しが必要です。

### ■政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、行政や企業、地域などあらゆる場面で、政策等の立案やその決定に共同で参画する機会が確保されることが必要です。

### ■家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が協力し合い、育児・介護休業制度など社会的な支援の下に、子どもの養育や家族の介護などを行い、仕事や地域活動なども互いに協力し合いながら両立することができる環境づくりが重要です。

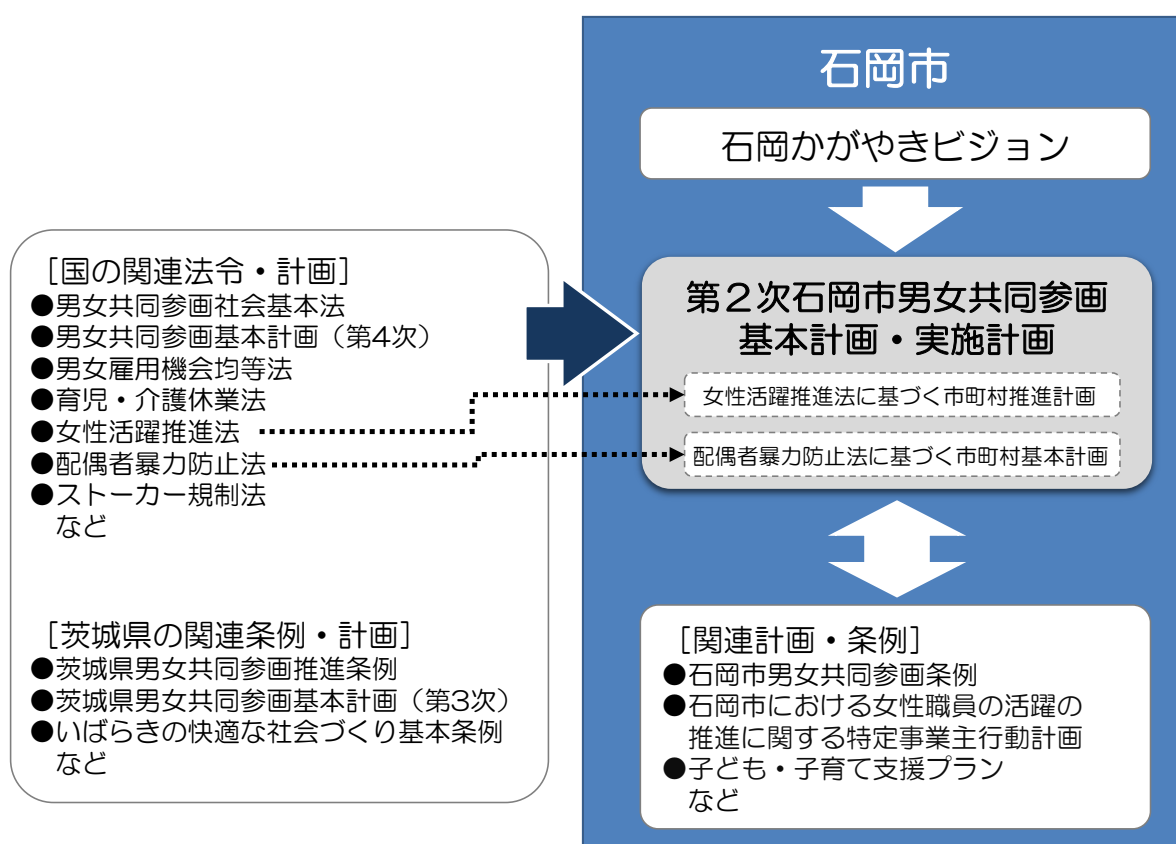
### ■国際的協調

男女共同参画社会の実現は、国際的な動向を踏まえたうえでの施策展開が求められています。国際的な指針との協調を図りながら施策を進めていくことが必要です。

### 3. 計画の位置づけ

基本計画及び実施計画で構成される本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、市・市民・事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向け取り組むための指針となる計画です。

計画の策定にあたっては、男女共同参画に関連する法令、国の「第4次男女共同参画基本計画」や茨城県の「男女共同参画基本計画（第3次）」等を勘案するとともに、市の最上位に位置し、その進むべき方向性を示す「石岡かがやきビジョン」が示す政策目標の下、男女共同参画に関わる条例や他の部門計画との整合性を図っています。



また、本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定された市町村推進計画及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に規定された市町村基本計画を含んでいます。

## 4. 計画の構成と期間

本計画は、「基本計画」及び「実施計画（前期・後期）」をもって構成します。  
計画期間は以下のとおりです。

基本計画 : 10年間（平成30年（2018年）度～平成39年（2027年）度）  
 実施計画（前期）：5年間（平成30年（2018年）度～平成34年（2022年）度）  
 （後期）：5年間（平成35年（2023年）度～平成39年（2027年）度）

年度（平成）		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
石岡かがやきビジョン		将来ビジョン												
		アクションプラン	アクションプラン											
石岡市 男女共同参画 基本計画	基本計画	第1次	第2次											
	実施計画	（後期）	前期					後期						
茨城県 男女共同参画基本計画		第3次												
国 男女共同参画基本計画		第4次												

なお、計画期間中に法改正や社会の情勢等に変化があった場合には、必要に応じて随時見直しを行います。



## 第Ⅱ章 計画策定の背景

### 1. 男女共同参画に関する国内外の動き

昭和 23 年（1948 年）の第 3 回国連総会において、人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言した「世界人権宣言」が採択されました。この宣言の前文に「基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念の再確認」が掲げられて以降、世界、国、茨城県そして本市のなかで、男女共同参画に関して有機的に連動した、様々な動きが生まれてきました。

以下に主な内容を時系列で紹介します。

年	区分	内 容
昭和 50 年（1975 年）	世界	「国際婦人年」設定 「第 1 回女性会議」開催
昭和 52 年（1977 年）	国	「国内行動計画」策定
昭和 53 年（1978 年）	県	「青少年婦人課」設置
昭和 54 年（1979 年）	世界	「女子差別撤廃条約」採択
昭和 55 年（1980 年）	県	第 2 次県民福祉基本計画に「婦人の福祉の向上」記述
昭和 60 年（1985 年）	世界	「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」採択
	国	「女子差別撤廃条約」批准
昭和 61 年（1986 年）	県	新県民福祉基本計画に「女性の地位向上と社会参加の促進」記述
昭和 62 年（1987 年）	国	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
平成 3 年（1991 年）	県	「いばらきローズプラン」策定 「茨城県女性対策推進本部」設置
	国	「男女共同参画室」及び「男女共同参画推進本部」設置
平成 7 年（1995 年）	世界	「行動綱領」、「北京宣言」採択
	県	「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」位置づけ
平成 8 年（1996 年）	国	「男女共同参画 2000 年プラン」策定
	県	「いばらきハーモニープラン」策定
平成 11 年（1999 年）	国	「男女共同参画社会基本法」公布
平成 12 年（2000 年）	世界	「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択
	国	「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー規制法」公布
	県	「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定

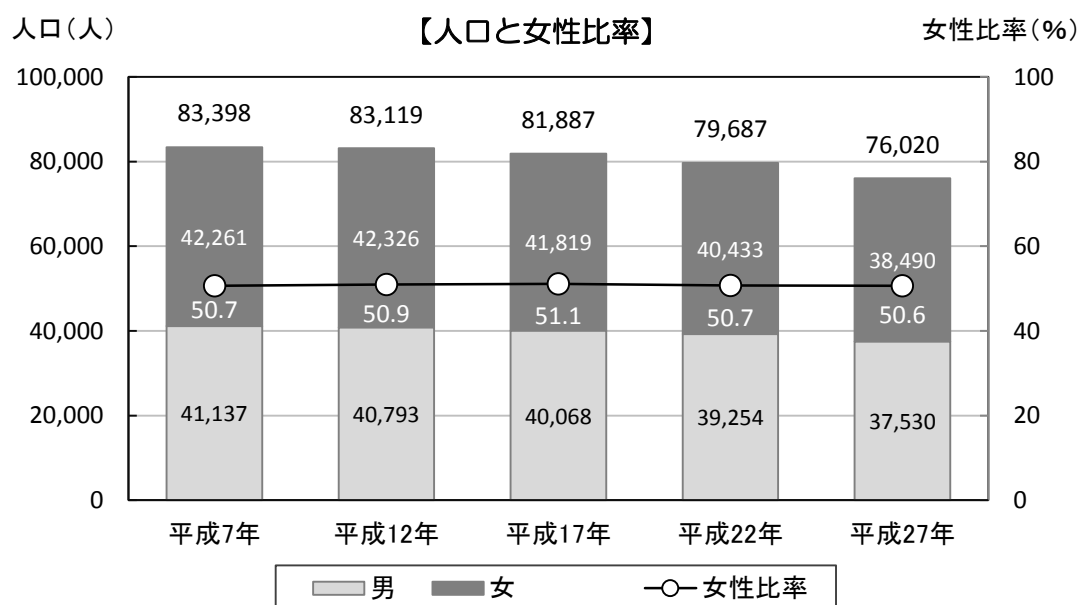
年	区分	内 容
平成 13 年 (2001 年)	国	「男女共同参画室」及び「男女共同参画会議」設置 「DV 防止法」公布
	県	「茨城県男女共同参画推進条例」制定
平成 14 年 (2002 年)	県	「茨城県男女共同参画基本計画 (新ハーモニープラン)」策定
平成 15 年 (2003 年)	国	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」閣議決定  平成 32 年 (2020 年) までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30% 程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記
平成 17 年 (2005 年)	国	「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定
	県	「女性プラザ男女共同参画支援室」開設
平成 18 年 (2006 年)	県	「茨城県男女共同参画実施計画」策定
	市	「石岡市男女共同参画条例」制定 「石岡市男女共同参画社会市民意識調査」実施
平成 19 年 (2007 年)	国	「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 20 年 (2008 年)	市	「(第 1 次) 石岡市男女共同参画基本計画」策定
平成 22 年 (2010 年)	国	「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定
平成 23 年 (2011 年)	世界	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UNWomen)」発足
	県	「茨城県男女共同参画基本計画 (第 2 次) いきいき いばらきハーモニープラン」策定
平成 26 年 (2014 年)	世界	「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択
	国	「すべての女性が輝く社会づくり本部の設置」閣議決定
平成 27 年 (2015 年)	世界	「『北京宣言及び行動綱領』, 第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、完全実施に取り組むための宣言」採択
	国	「女性活躍推進法」公布 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定
平成 28 年 (2016 年)	県	「茨城県男女共同参画基本計画 (第 3 次)」策定
	市	「石岡市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

## 2. 男女共同参画をめぐる市の現状

### (1) 人口と世帯の状況

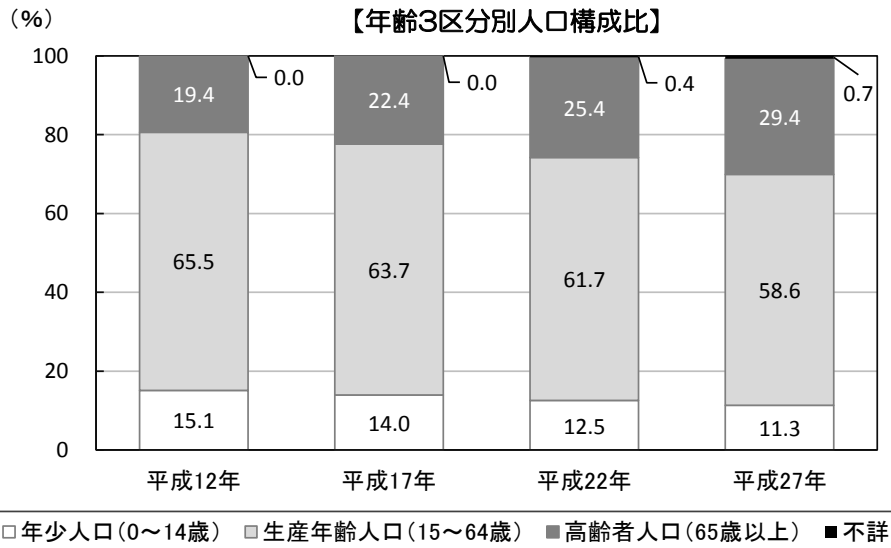
本市の人口は平成12年以降減少傾向にあり、平成27年10月1日時点で76,020人と、5年前の平成22年から3,667人（4.6%）減少しました。

総人口に占める女性の割合は、平成17年以降ゆるやかに減少しており、平成27年では50.6%となっています。



出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

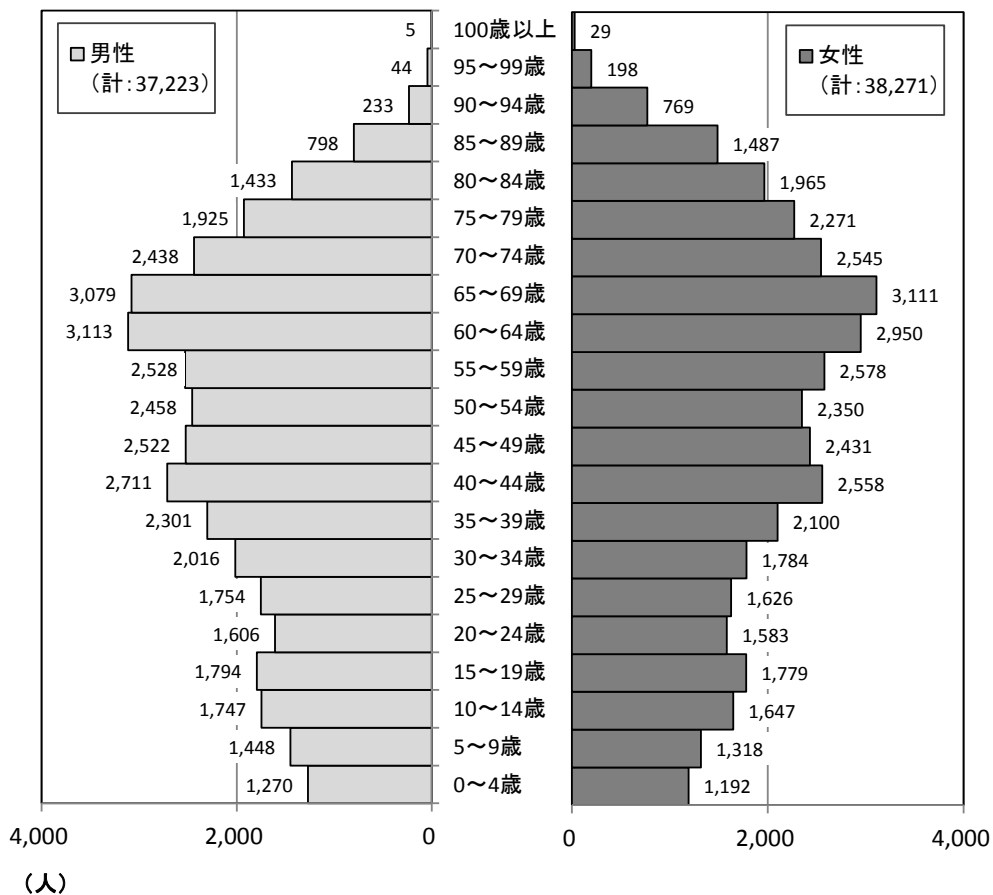
年齢3区分別の人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の増加が著しく、平成27年10月1日時点で29.4%（22,330人）と、5年前の平成22年から4ポイント（2,081人）、平成12年からは10ポイント（3,997人）の増加となっています。一方、14歳以下の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の割合は縮小が続いており、平成27年10月1日時点でのそれぞれの割合は11.3%（8,622人）と58.6%（44,542人）で、平成22年から年少人口は1.2ポイント（1,367人）、生産年齢人口は3.1ポイント（4,614人）の減少となっています。



出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

本市の5歳ごとの年齢で区分した人口分布で最も多い年齢区分は男性が60～64歳、女性は65～69歳となっています。その下には、40～44歳及び15～19歳にピークがみられますが、全体として年齢の低下とともに、人口は減少しています。

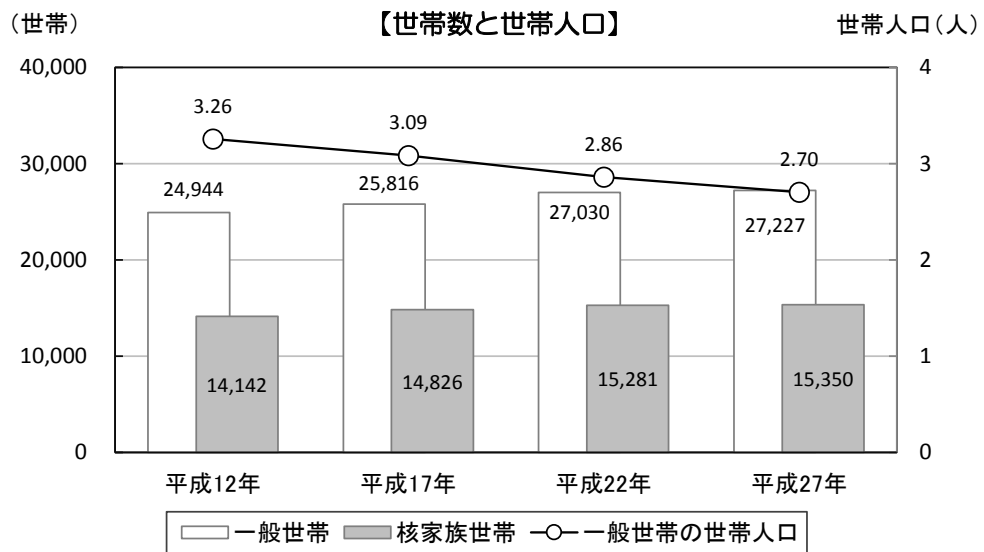
**【年齢5歳区分別人口分布（人口ピラミッド）】**



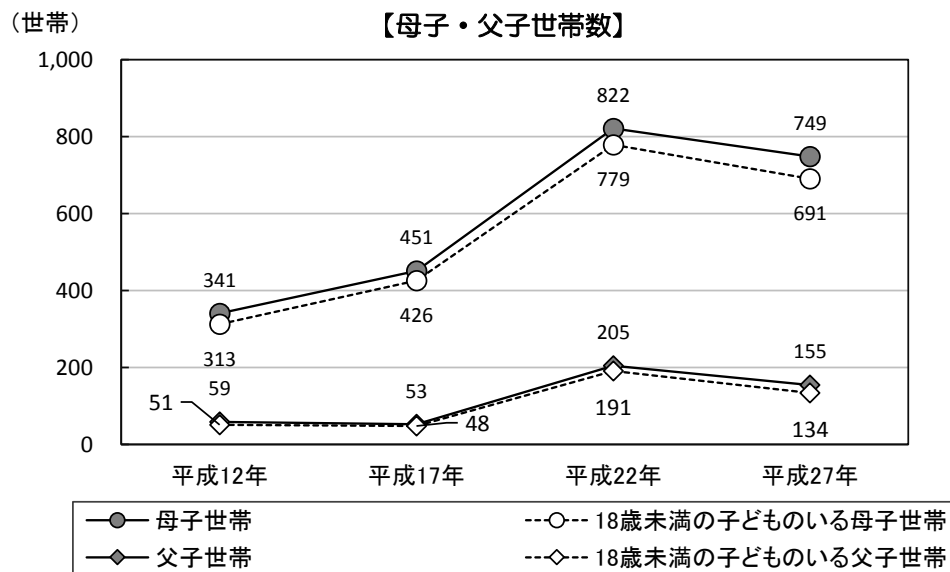
出典：平成27年国勢調査（10月1日時点）

人口が減少傾向である一方、一般世帯数は平成 12 年以降、調査の度に増加し、平成 27 年 10 月 1 日時点では 27,227 世帯と 5 年前の平成 22 年から 197 世帯増加しました。この結果、世帯あたりの人員（世帯人口）は、平成 27 年では 2.70 人となり、5 年間で 0.16 人減少しました。

母子世帯数、父子世帯数の推移をみると、平成 12 年から平成 22 年まではともに増加していましたが、平成 22 年から平成 27 年にかけては母子世帯、父子世帯とも減少しました。しかし、減少後でも、18 歳未満の子どものいる母子世帯数はおよそ 700 世帯に上っています。



出典：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）※平成 12 年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

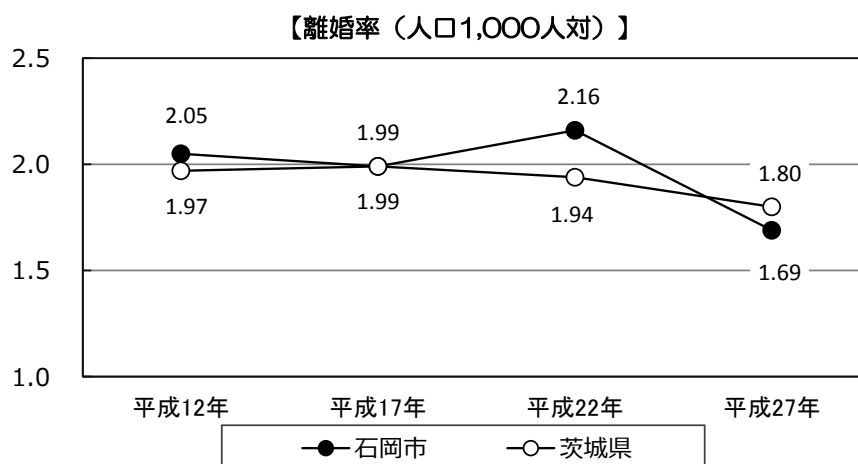
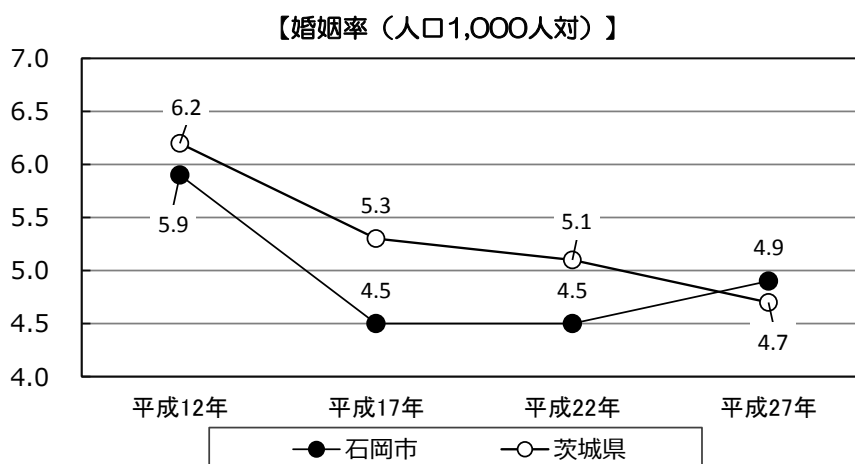


出典：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）※平成 12 年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

## (2) 結婚や離婚の状況

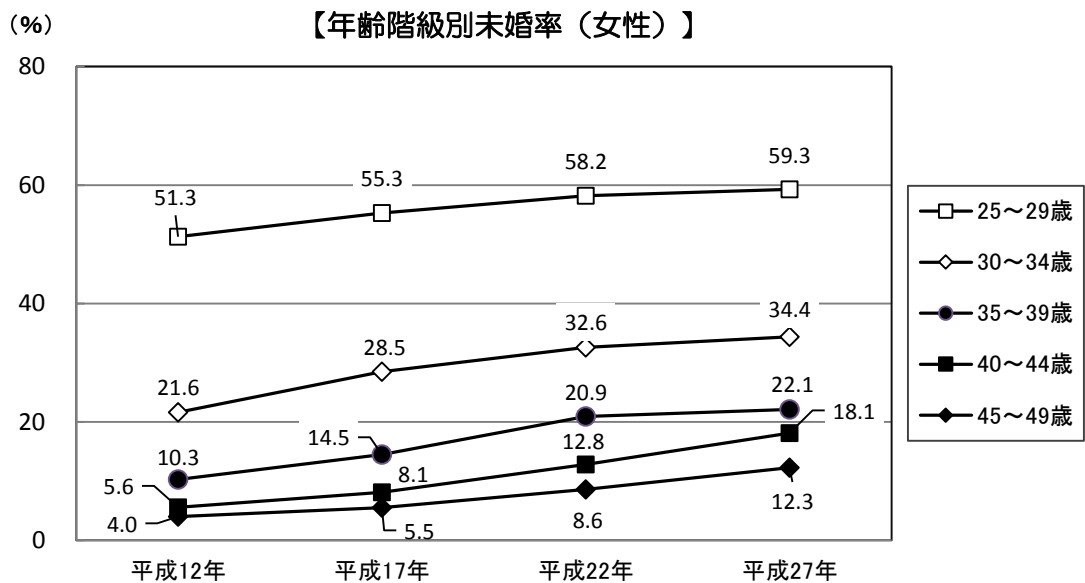
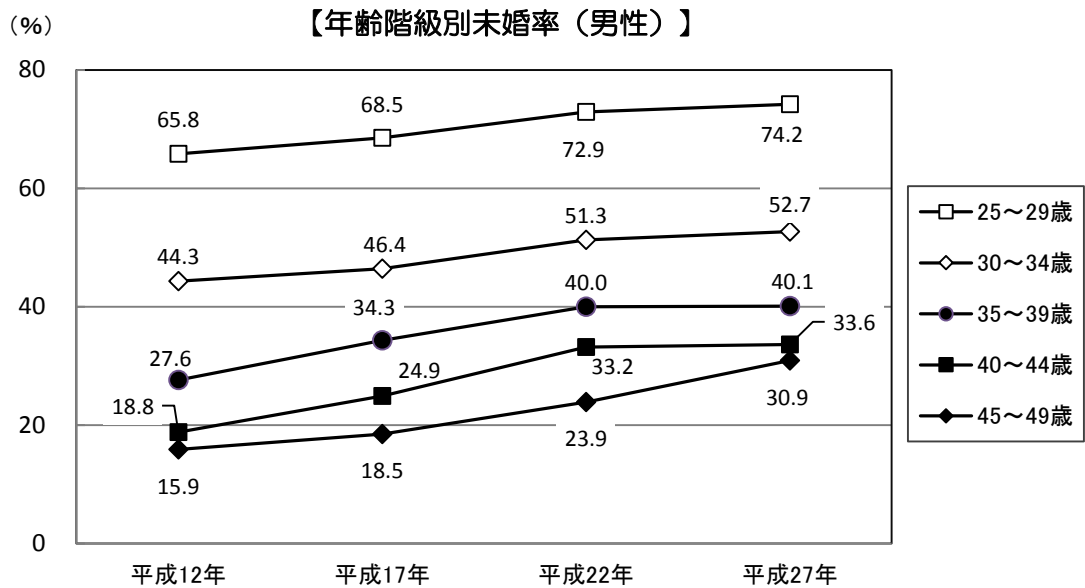
本市の婚姻率（人口1,000人対）は、平成12年から平成22年まで茨城県全体よりもやや低く推移していましたが、平成27年は、平成22年の4.5から0.4上昇し4.9となった結果、減少傾向が続く茨城県全体の婚姻率（4.7）を上回りました。

一方、離婚率（人口1,000人対）は、本市で平成17年の1.99から平成22年には2.16と大きな上昇が見られましたが、全体としては平成12年以降、本市も茨城県全体でも減少傾向にあります。



出典：茨城県人口動態統計

本市における年齢階級別の未婚率は、平成12年以降徐々に高まっています。特に平成12年から平成22年までの未婚率の上昇が大きく、平成22年から平成27年にかけては、男性の45～49歳と女性の40～44歳、45～49歳を除くと、5年間で増加は1.0ポイント台かそれ以下と、比較的ゆるやかな上昇に留まっています。



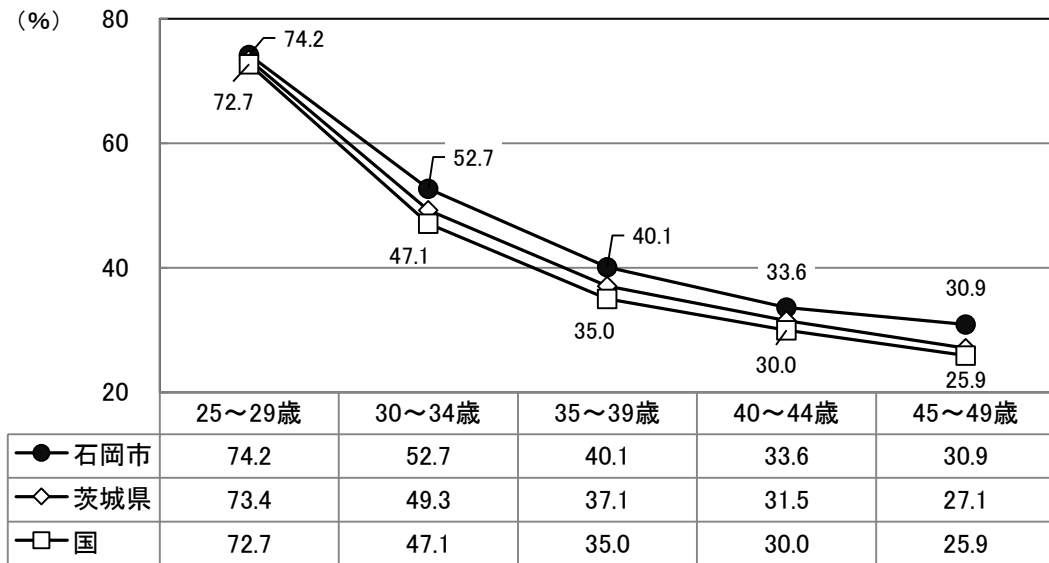
出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

平成 27 年における年齢階級別未婚率を国・県と比較すると、特に本市の男性では、25 歳から 49 歳まで国よりも常に高く、その差は 5 ポイントを超える場合もみられます。

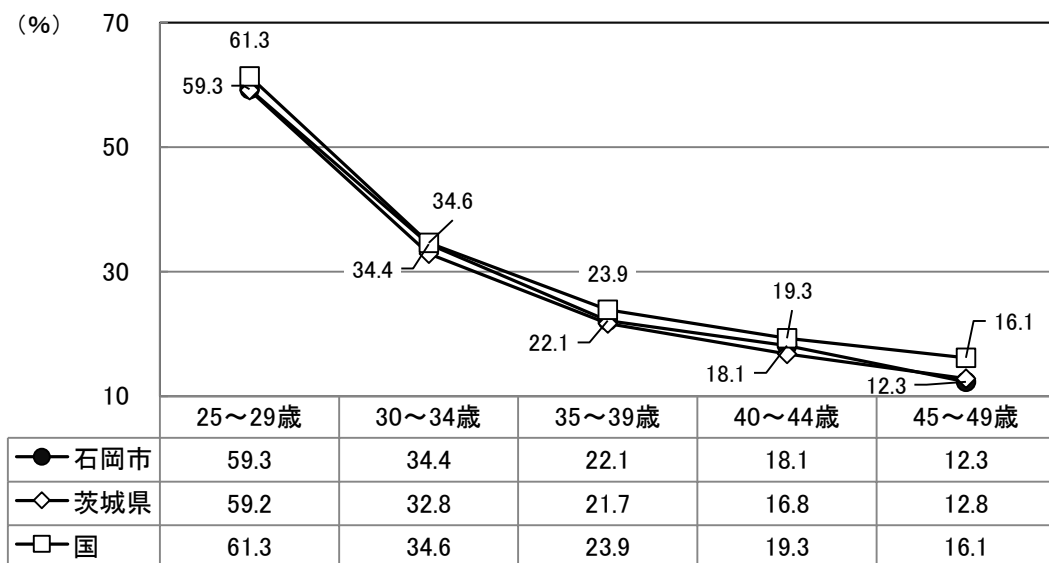
一方、本市の女性については 25 歳から 49 歳まで、すべての年代で国の未婚率を下回っています。

8 頁の人口ピラミッドに示された、一般に「結婚適齢期」といわれる 25～34 歳の人口と未婚率から求められる未婚者数は、男性 2,363 人に対し女性は 1,577 人であり、適齢期の未婚男女の人口は、男性が 800 人近く多くなっています。

【国・県と比較した年齢階級別未婚率（男性）】



【国・県と比較した年齢階級別未婚率（女性）】



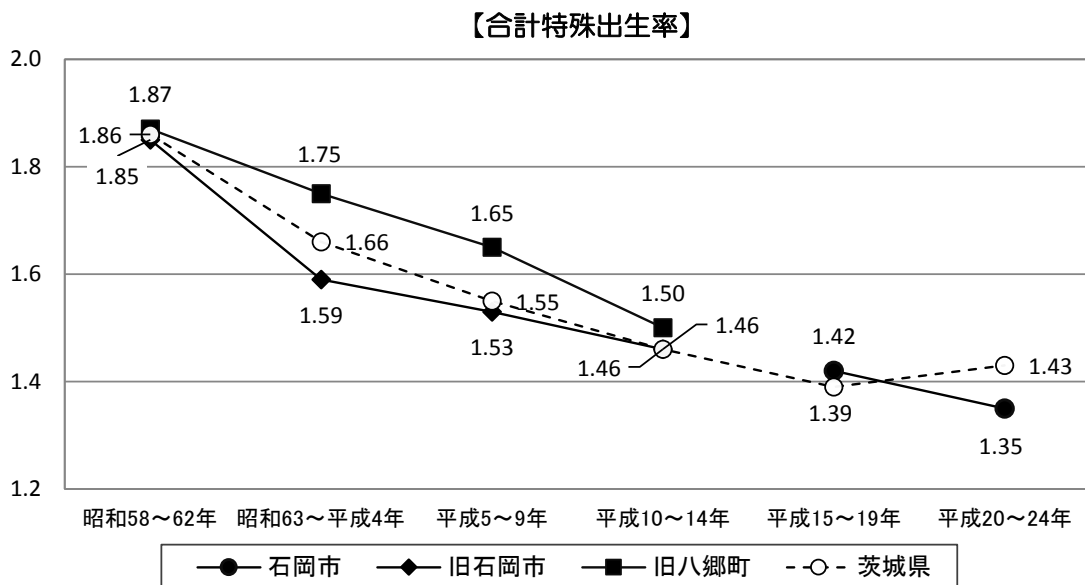
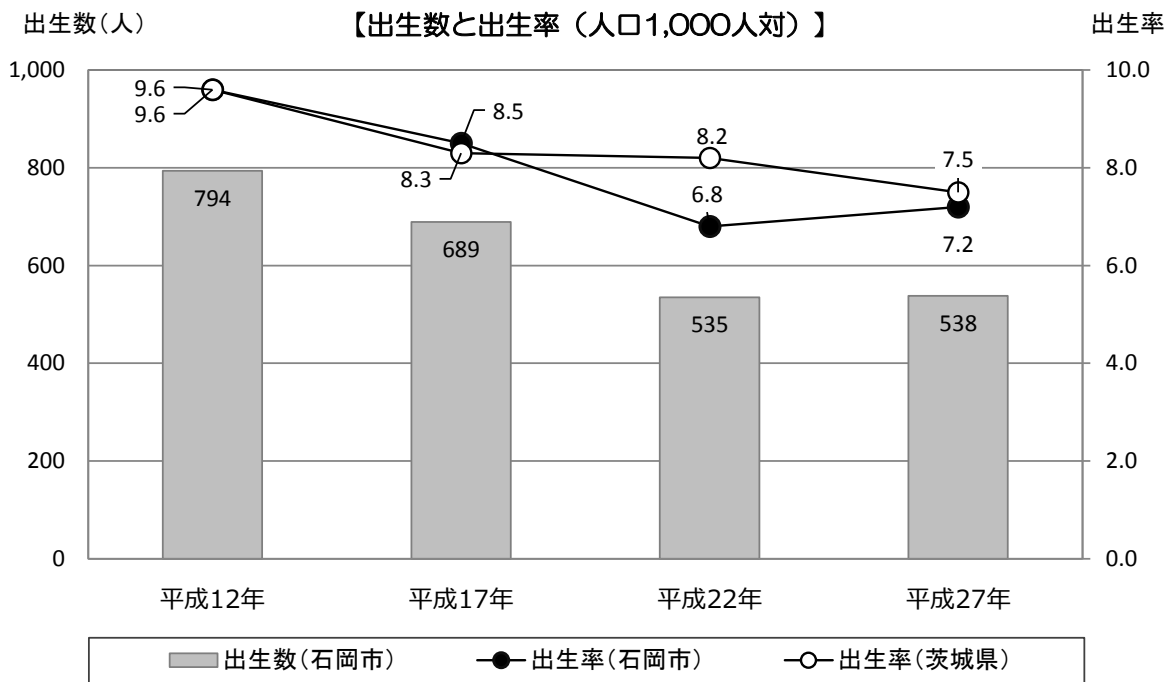
出典：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日時点）



### (3) 出生の状況

本市の出生数は、平成12年から平成22年まで減少傾向にありましたが、平成22年から平成27年にかけては530人台で下げ止まり、出生率(1,000人あたりの出生数)にも持ち直しが見られます。一方、茨城県の出生率は、平成12年から平成27年まで、ゆるやかな減少傾向が続いています。

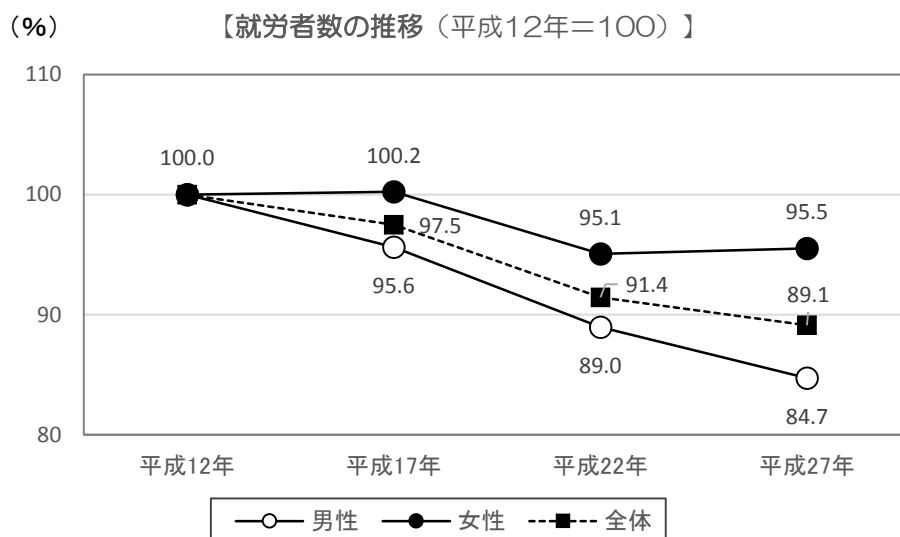
5年ごとの合計特殊出生率では、合併前の昭和58年から平成24年まで、本市では減少傾向が継続しています。



出典：茨城県人口動態統計

#### (4) 就業の状況

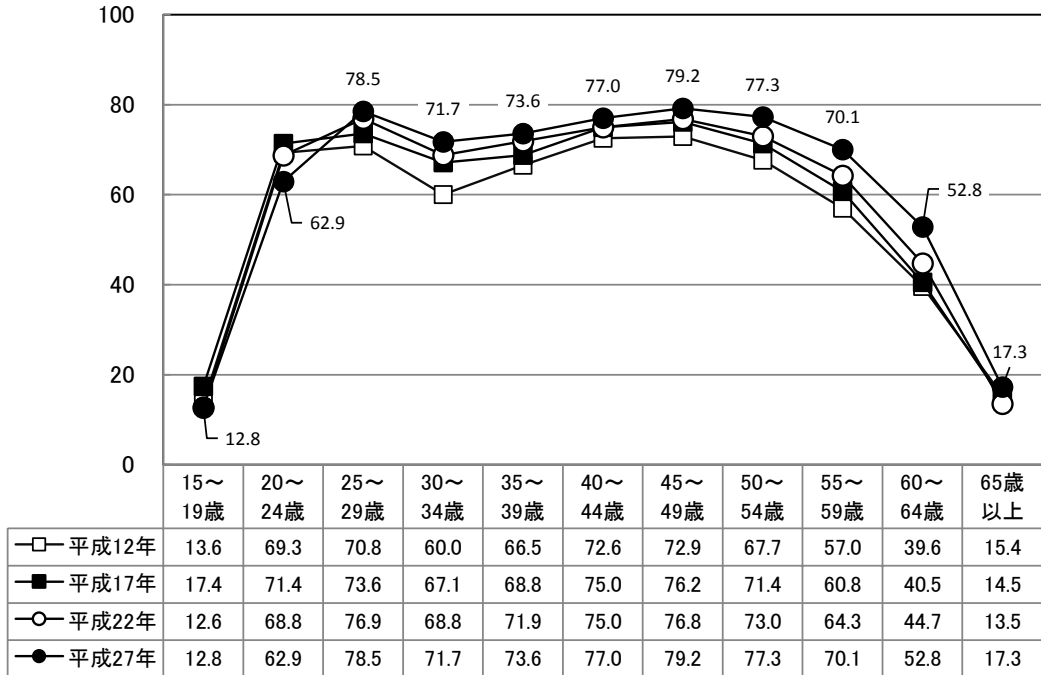
本市の平成12年を起点とした就労者数の推移は、全体として減少傾向にあります。しかし、平成12年から平成27年にかけて男性が15ポイント余り減少したのに対し、女性は4.5ポイントの減少に留まっており、生産年齢人口が減少する中、女性の就労の高まりが伺えます。



出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

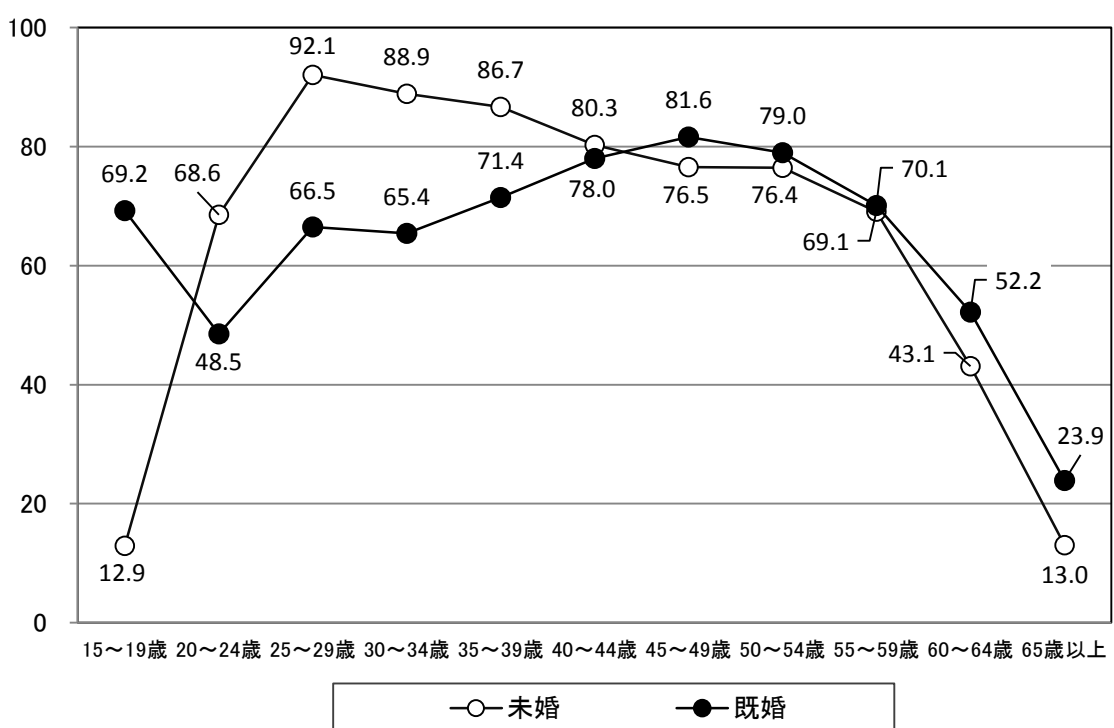
また、女性の年齢別労働力率は、平成12年以降、25歳以上64歳までのすべての年代で調査の度に上昇しており、30～34歳の年代で労働力率が前後の年代よりも一旦下がる、いわゆる「M字カーブ」は、緩和されてきていることがわかります。しかし、婚姻形態（未婚・既婚）別の労働力率をみると、20歳から39歳までの年代において既婚女性の労働力率は未婚女性の労働力率を大きく下回っており、両者の値が接近する40歳代までは、婚姻、更には子どもの有無が女性の労働力率に依然として大きな影響を及ぼしていることが伺えます。

【女性の年代別労働力率】 ※労働力率の算出には「不詳」を含む



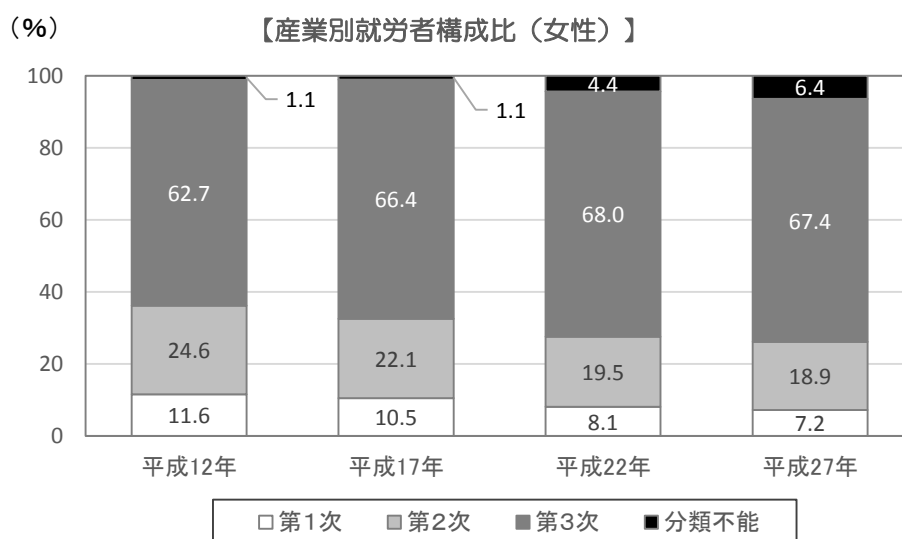
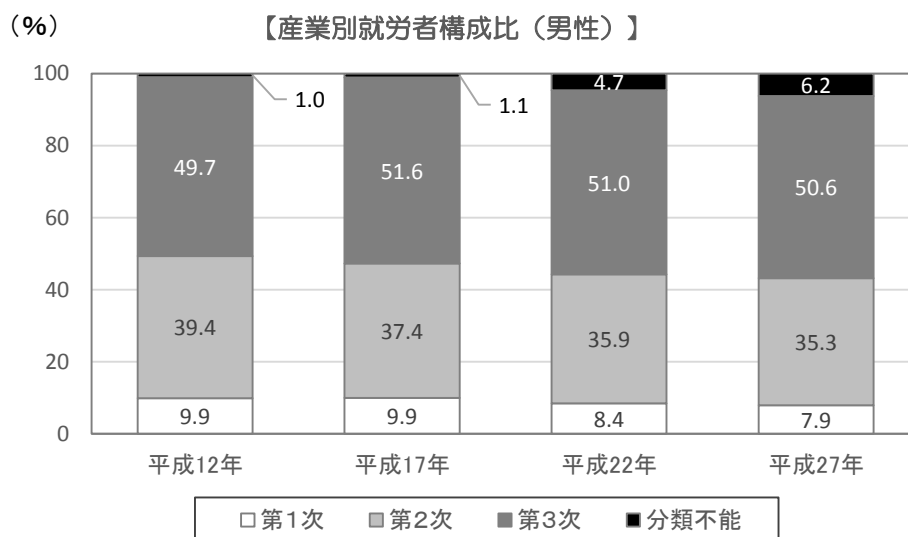
出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

【女性の婚姻形態別の労働力率】 ※労働力率の算出には「不詳」を含まない



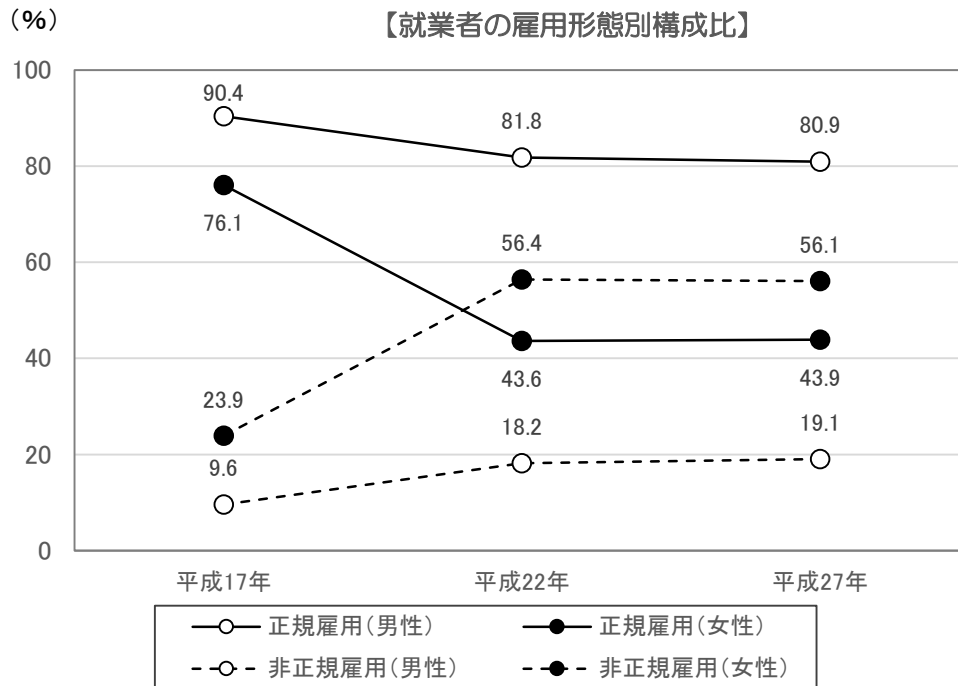
出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

本市における産業別の就労者の構成比は、平成12年から平成27年まで、男女とも第3次産業が最も多くなっています。第1次産業、第2次産業に従事する人の割合は調査ごとに減少する一方で、第3次産業に従事する人は特に女性で増加していましたが、近年では「分類不能」の割合が徐々に高まっています。



出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

男女それぞれについて、就業者の雇用形態別の構成比をみると、平成17年と平成22年の調査間で、非正規雇用の割合が男性で1.9倍、女性で2.4倍と大幅に増加し、特に女性では非正規雇用の割合が5割を超えました。平成22年から平成27年にかけては、非正規雇用の割合に大きな変化は現れておらず、雇用環境の不安定さには、一定の歯止めがかかっていることがわかりますが、女性の正規雇用の割合は男性の半分程度、女性の非正規雇用の割合は男性の3倍程度という男女差は、固定化されていると言えます。

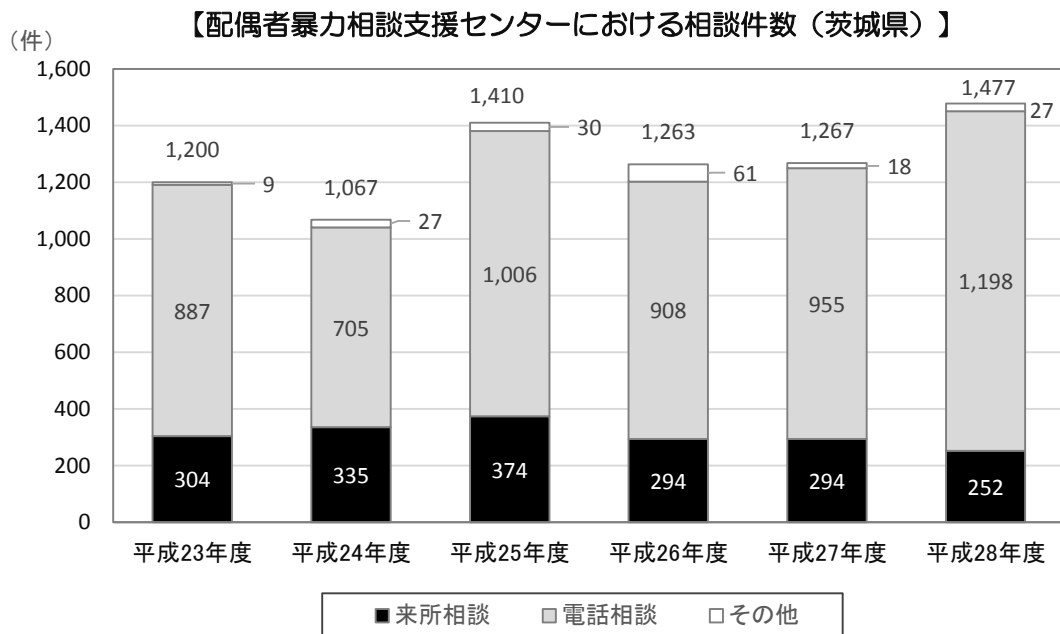
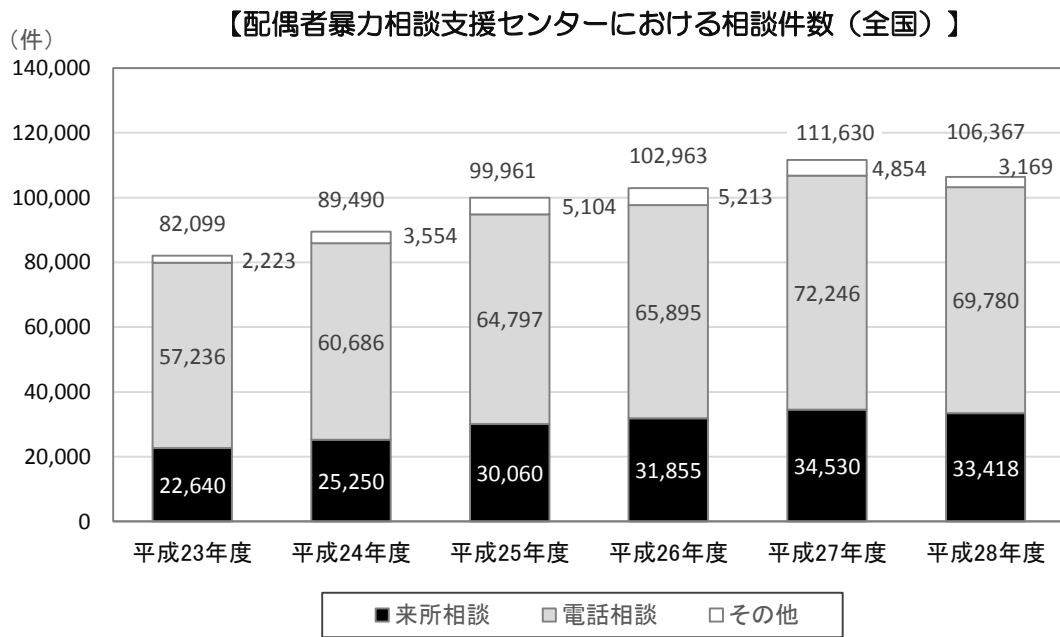


出典：国勢調査（各年10月1日時点）

## (5) ドメスティック・バイオレンス（DV）の状況

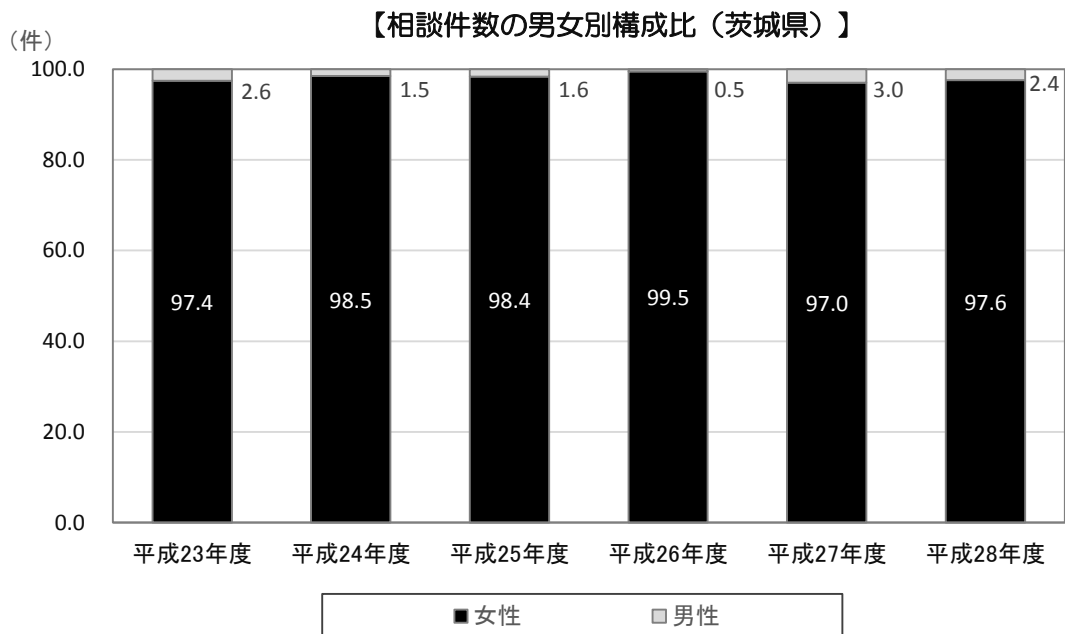
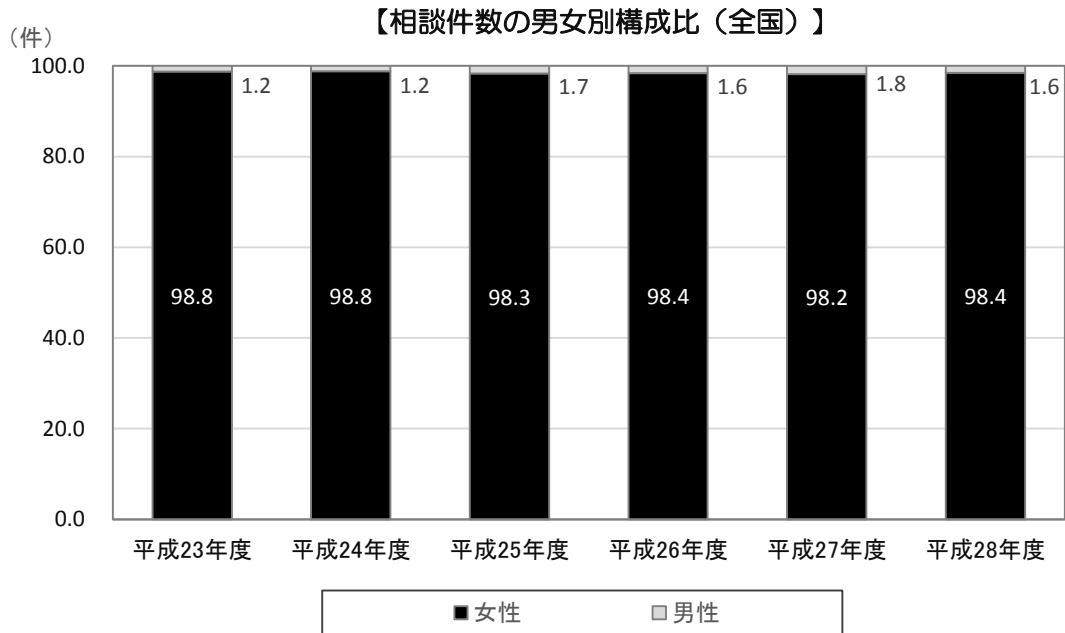
全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は年々増加し、平成27年度は111,630件と平成23年度からおよそ3万件（36.0%）増加しましたが、平成28年度は106,367件と対前年で5,263件減少しました。

一方、茨城県における相談件数は、増減を繰り返しながらも全体としては上昇傾向にあり、平成28年度には1,477件と平成23年以降で最も多くなっています。



出典：内閣府

また、相談者の性別では、全国、茨城県ともほぼすべてが女性となっています。



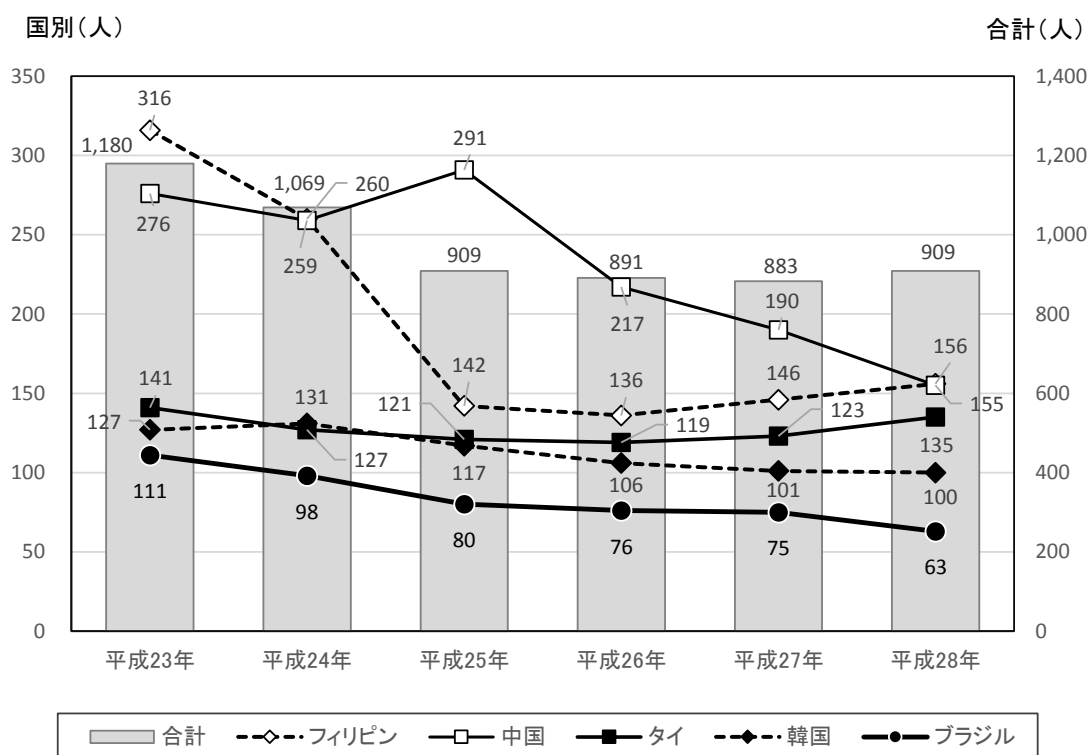
出典：内閣府

## (6) 国際化の状況

平成28年4月1日時点での本市の外国人住民数は39カ国909人です。平成23年から平成25年にかけて大きく減少しましたが、それ以降は、900人前後で安定して推移しています。国籍別にみるとアジア圏の国からの人が多く、平成28年では、フィリピン、中国、タイ、韓国の上位4カ国で全体の6割を占めています。

【国籍別外国人住民数】

国名	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
フィリピン	316	260	142	136	146	156
中国	287	276	259	217	190	155
タイ	141	127	121	119	123	135
韓国	127	131	117	106	101	100
台湾	—	—	—	61	63	64
ブラジル	111	98	80	76	75	63
インドネシア	36	34	32	32	30	41
ベトナム	14	10	6	9	18	32
ペルー	39	30	24	27	28	27
その他	121	120	96	108	109	136
計	1,180	1,069	909	891	883	909



出典：市民課（各年4月1日時点）

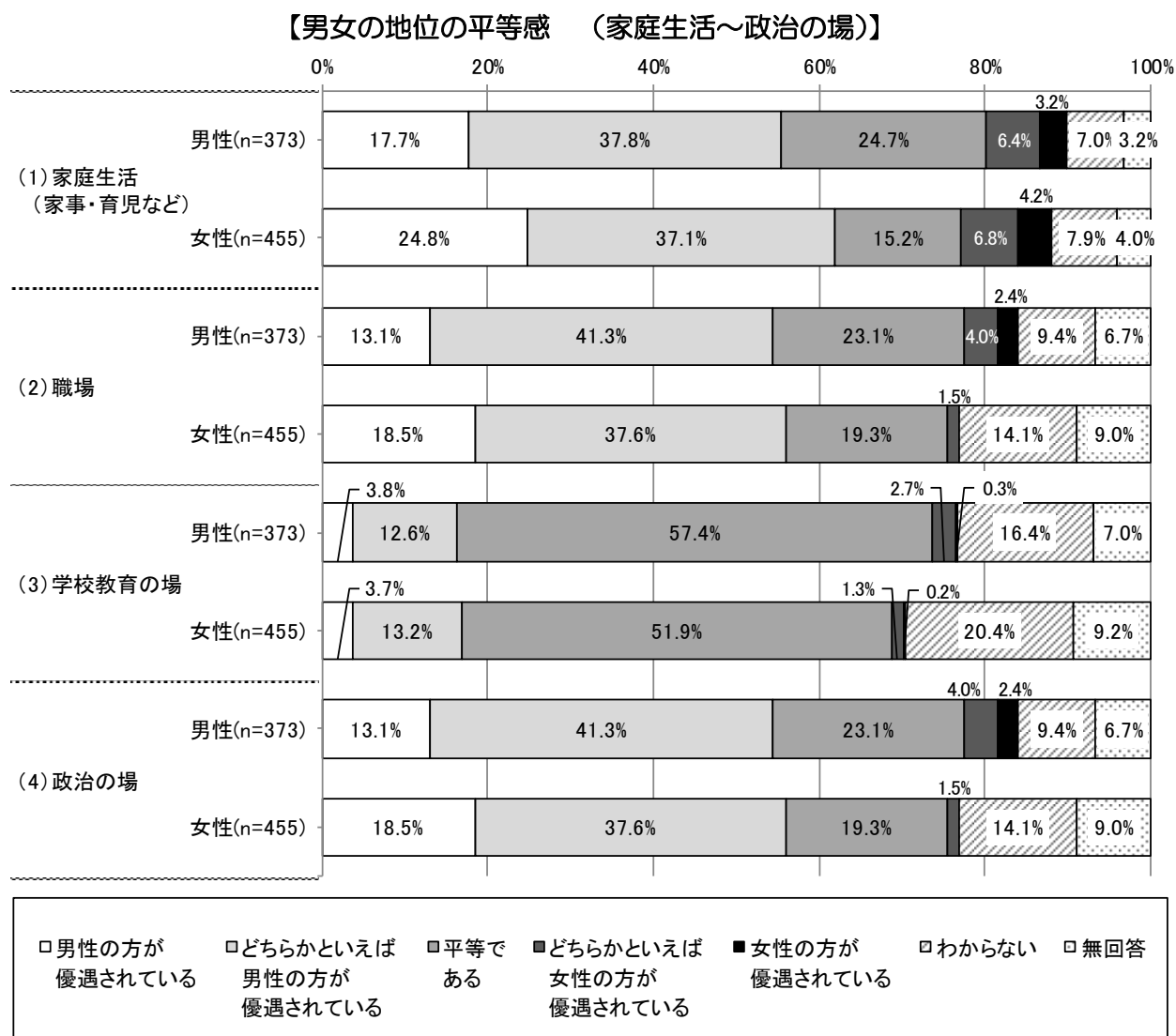


### 3. 男女共同参画に関する市民意識

#### (1) 男女の地位の平等に関する意識について

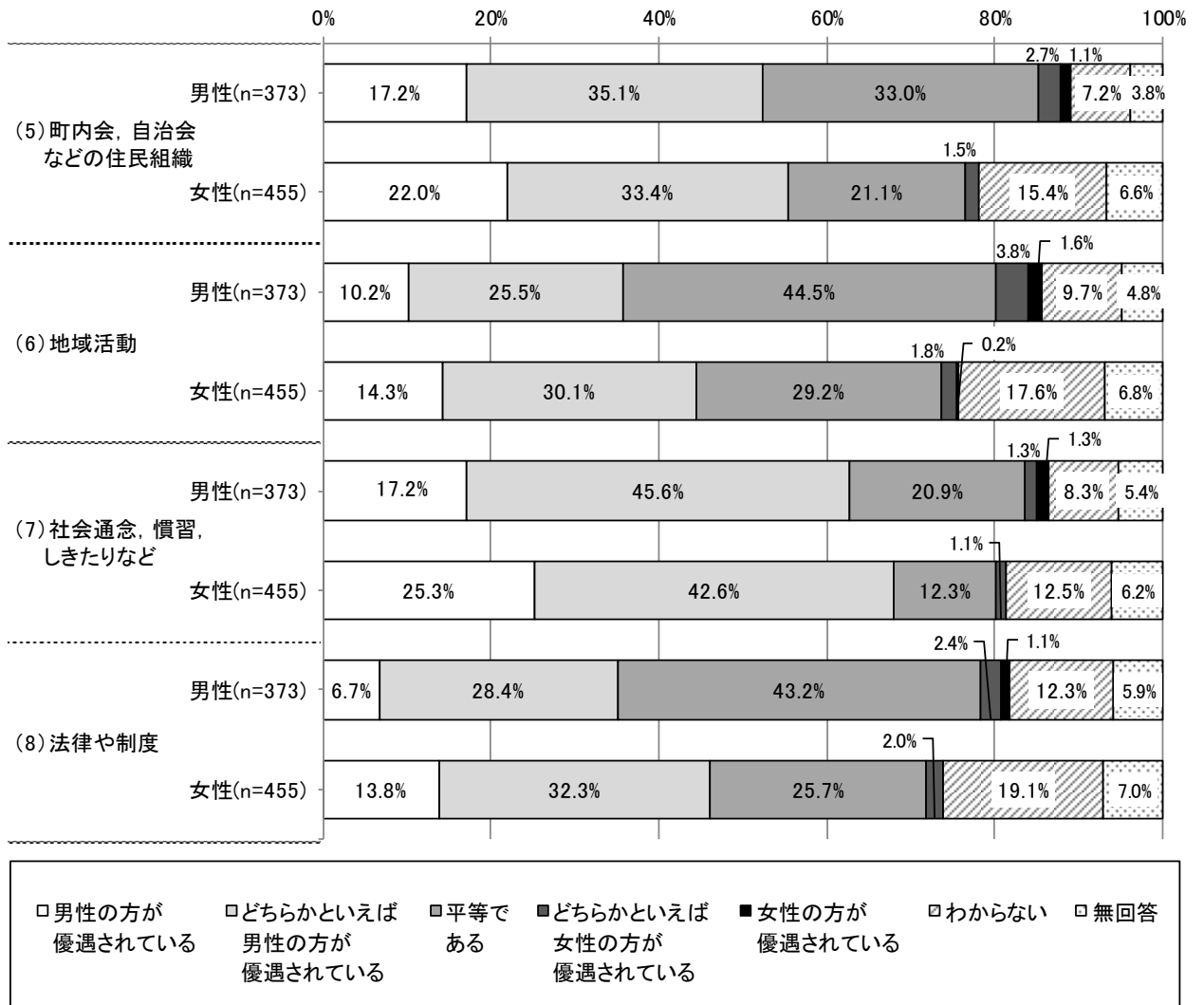
男女の地位の平等感については、家庭生活をはじめすべての分野で、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」の回答が「女性優遇」の回答を上回っており、特に「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」、「家庭生活」で「男性優遇」の回答が多くなっています。

また、「男性優遇」との回答の割合を性別で比較すると、すべての分野で女性の回答割合が男性の回答割合よりも多く、なかでも「法律や制度」（男性 35.1%，女性 46.2%）、「地域活動」（男性 35.7%，女性 44.4%）、「家庭生活」（男性 55.5%，女性 62.0%）などでその差が大きく、「学校教育の場」（男性 16.4%，女性 16.9%）では小さくなっています。



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

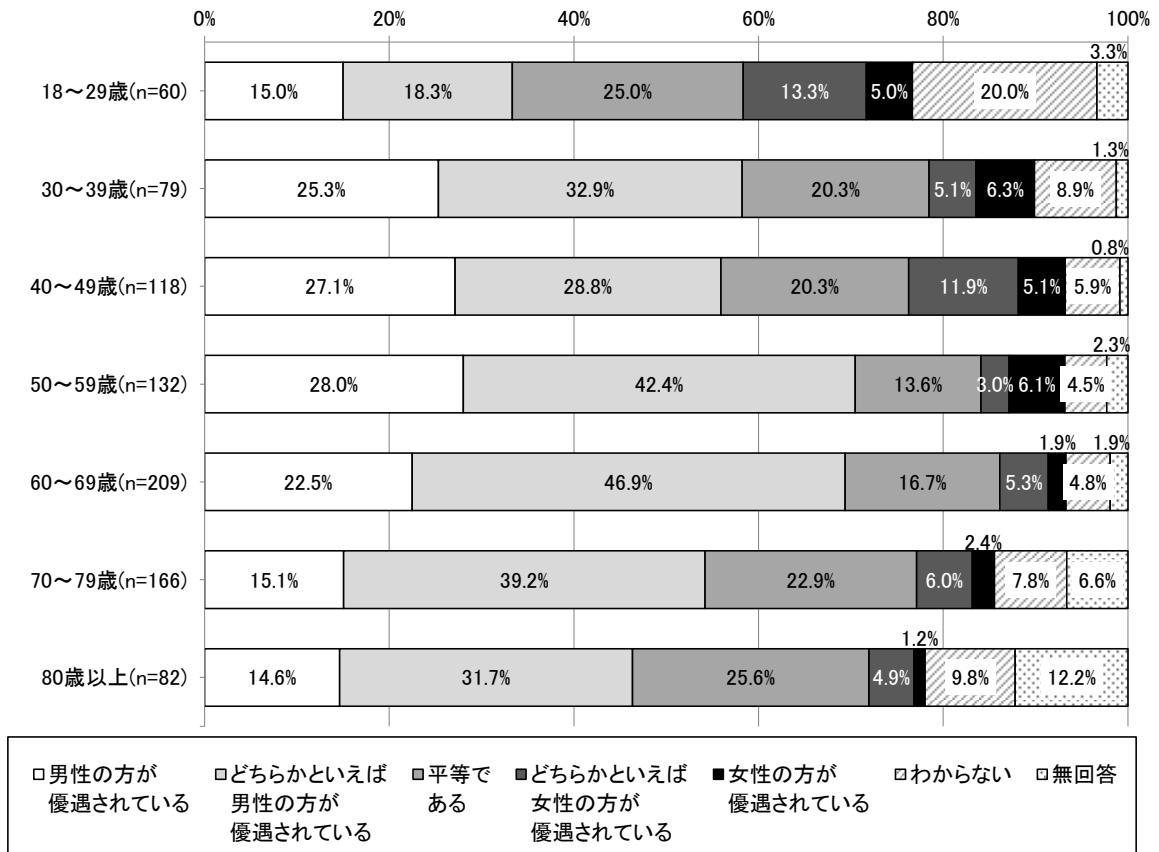
【男女の地位の平等感 (町内会, 自治会などの住民組織～法律や制度)】



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

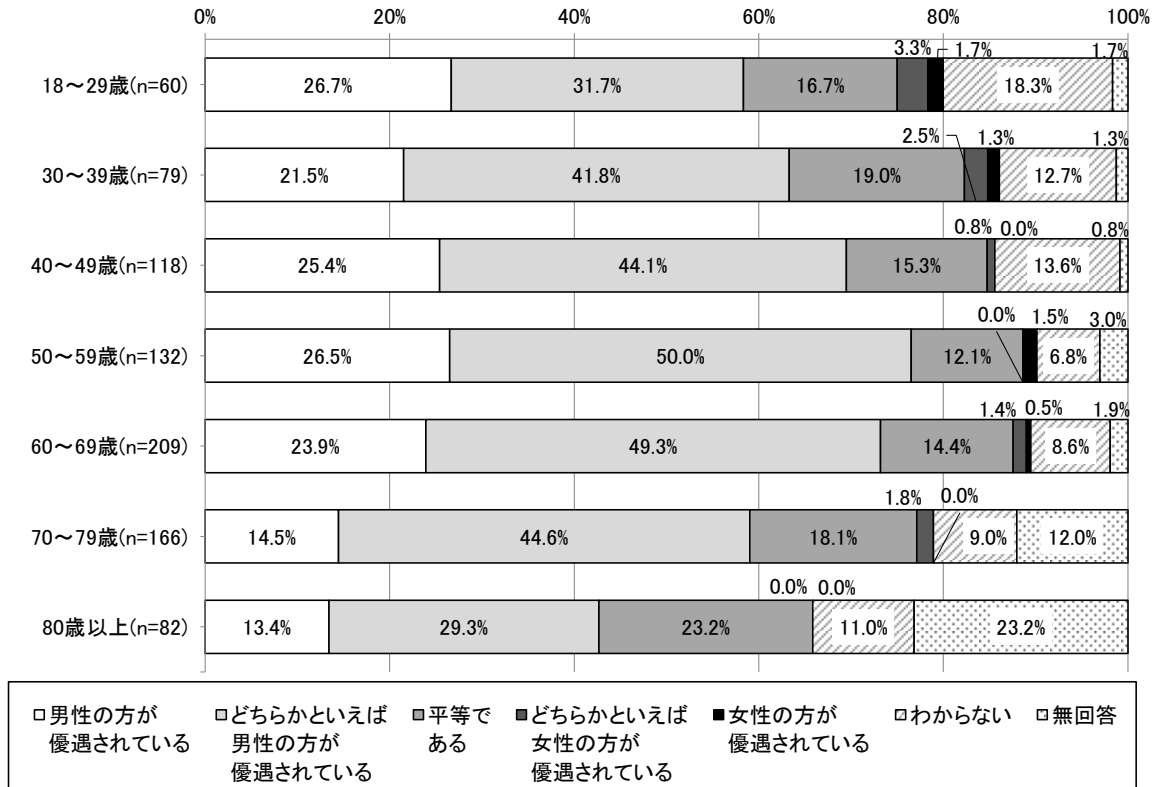
更に、「家庭生活（家事・育児など）」における男女の地位の平等感を年代別にみると、「男性優遇」との回答の割合は 50 歳代が 70.4%で最も多く、前後の年代では徐々に少なくなっています。この傾向は「社会通念, 慣習, しきたり」においても同様にみられますが、18～29 歳代の「男性優遇」の回答は 58.4%で、「家庭生活」での回答割合 (33.3%) よりも多くなっています。

【家庭生活（家事・育児など）における男女の地位の平等感】（年代別）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

【社会通念、慣習、しきたりにおける男女の地位の平等感】（年代別）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

## (2) 性別での固定的役割分担について

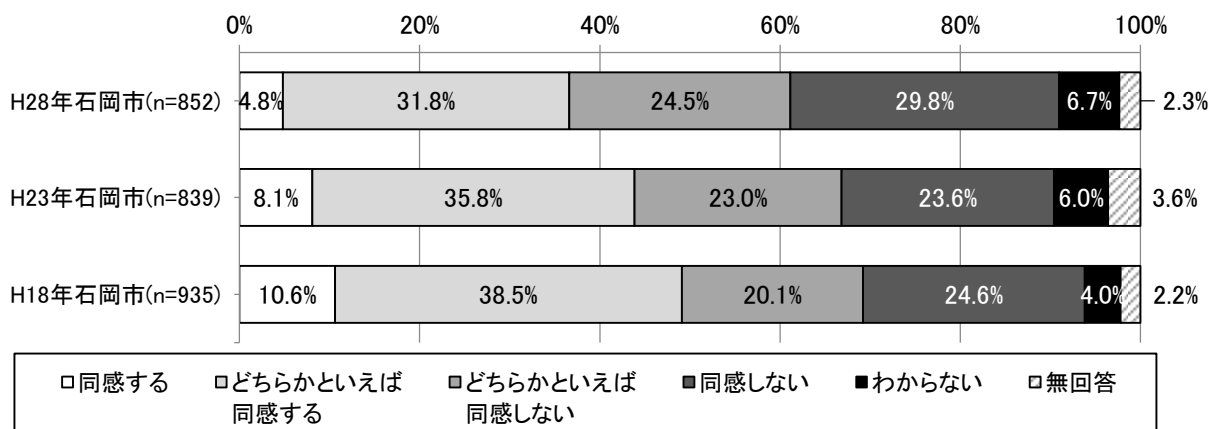
「男は仕事，女は家庭」という考え方について、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」という否定的な回答の割合は 54.3%，「同感する」、「どちらかといえば同感する」という肯定的な回答の割合は 36.6%で，その差は 17.7%と前回平成 23 年の調査での 2.7%から大幅に拡大しました。性別での固定的役割分担の意識は，調査の度に着実に解消に向かっているとと言えます。

年代別にみると，80 歳以上を除くすべての年代で，否定的な回答が肯定的な回答を上回り，特に 18～29 歳までの年代では否定的回答が 7 割を超えています。

また，平成 28 年に市内の小学 4 年生と中学 2 年生を対象に実施した意識調査における，「男は仕事・女は家庭」という考え方について「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」を合わせた回答は，小学生で 47.6%，中学生では 50.2%であり，18～29 歳の市民の「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」を合わせた 71.7%との間には大きな違いがあります（※）。

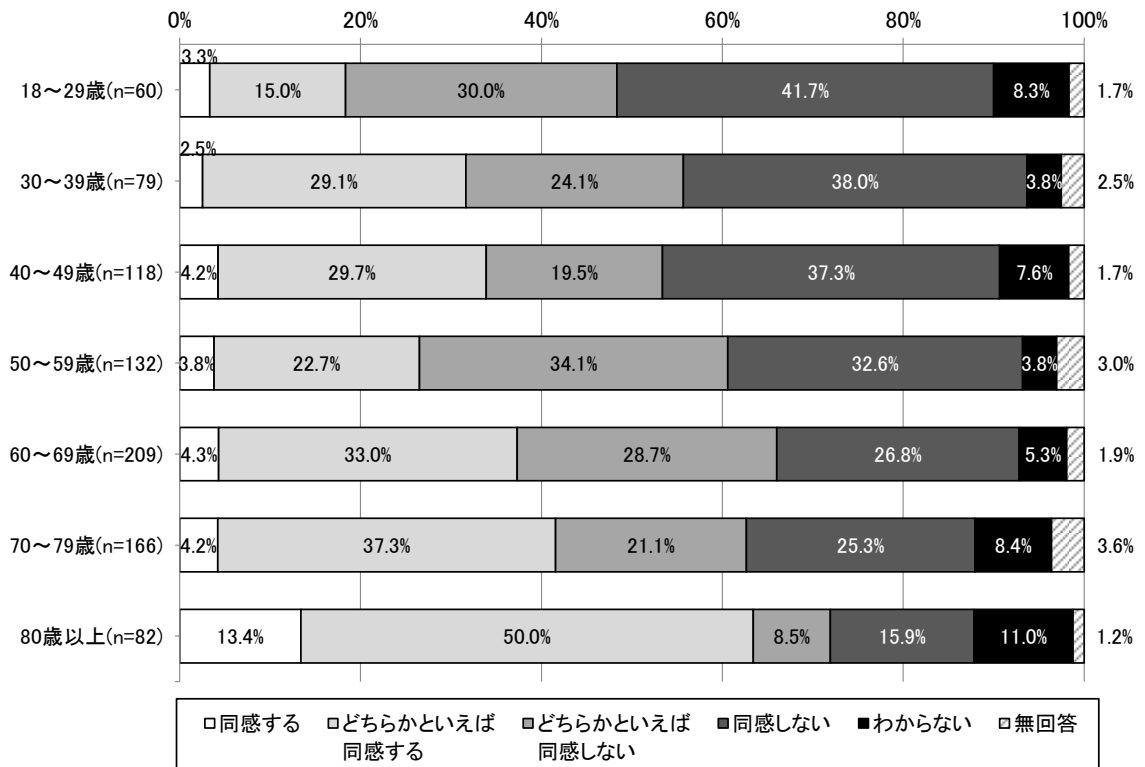
※小学生に対する設問の選択肢には「わからない」が設けられていないため，「わからない」があった場合，小学生の 47.6%は更に少なくなる可能性があります。

【「男は仕事，女は家庭」という考え方について】（経年）



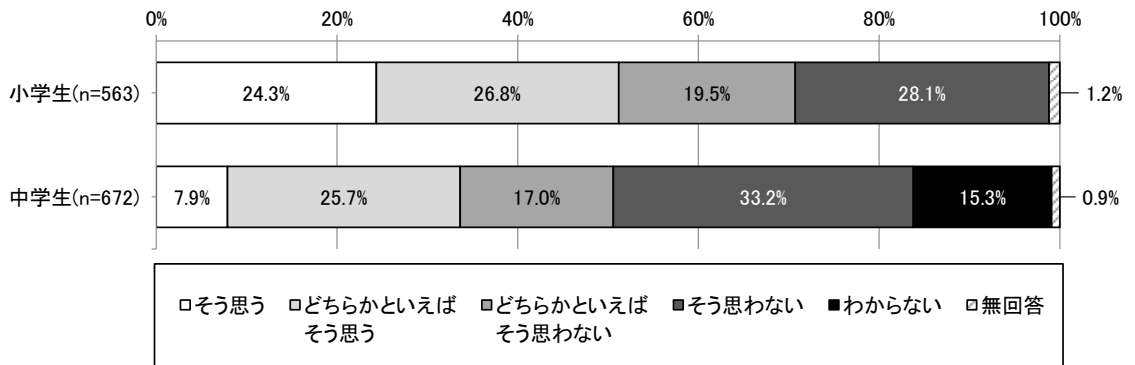
出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 18・23・28 年）

【「男は仕事，女は家庭」という考え方について】（年代別）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

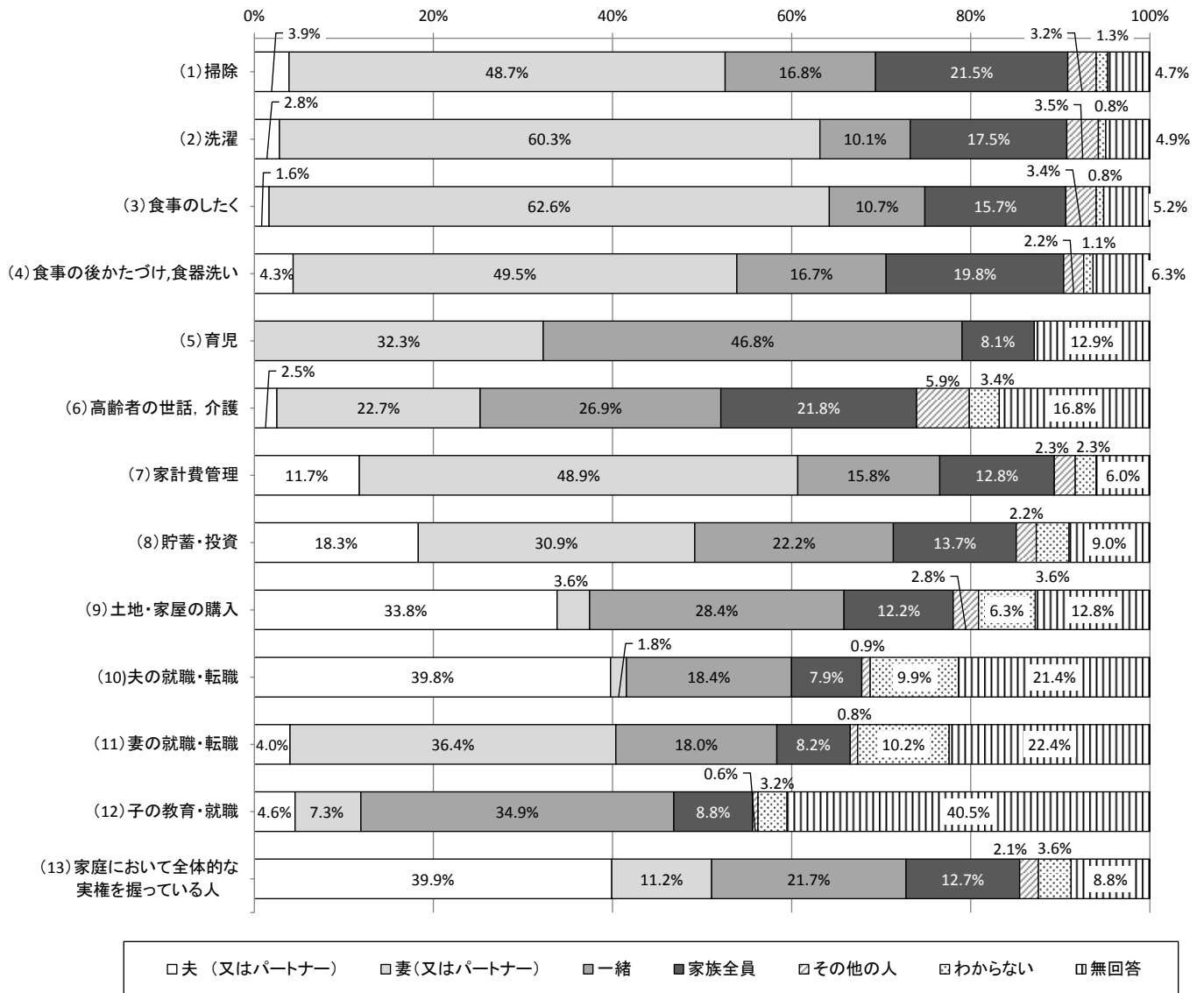
【「男は仕事，女は家庭」という考え方について】（小・中学生）



出典：石岡市男女共同参画に関する児童・生徒意識調査（平成 28 年）

一方，平成 28 年調査で，家庭における様々な家事等に関し，実際の役割分担がどのようにされているのかについてみると，「掃除」，「洗濯」，「食事のしたく」，「食事の後かたづけ，食器洗い」などは依然「妻（又はパートナー）」への偏りが大きいことが示されています。また，「育児」や「高齢者の世話，介護」については，「一緒」や「家族全員」の回答を合わせると，それぞれ 54.9%，48.7%に達し，家族で支え合う状況が中心になっていることがわかります。

【家事等における役割分担】 (n=852 ※但し(5)は n=62, (6)は n=119)



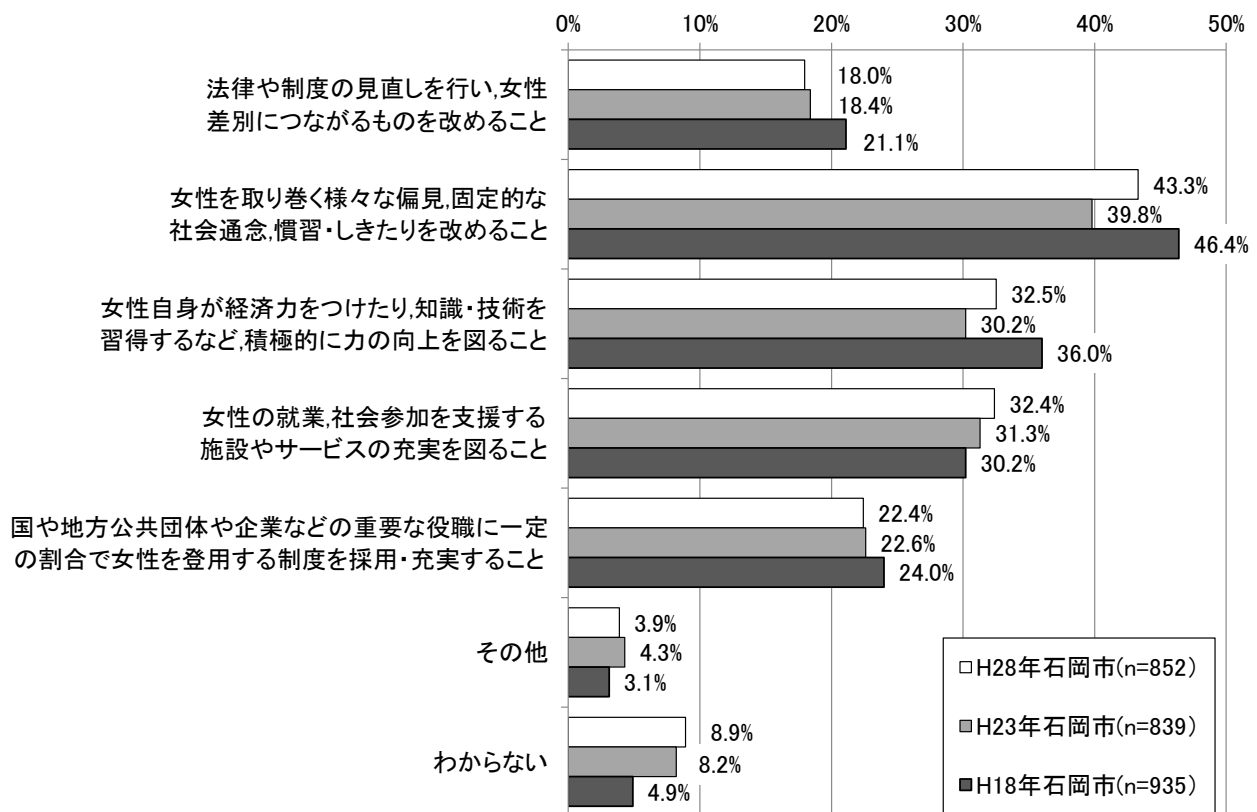
出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

### (3) 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと

男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うことについて、過去3回の調査での傾向はほとんど変わらず、「女性を取り巻く様々な偏見, 固定的な社会通念, 慣習・しきたりを改めること」, 「女性自身が経済力をつけたり, 知識・技術を習得するなど, 積極的に力の向上を図ること」, 「女性の就業, 社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」が上位を占めています。

「法律や制度の見直しを行い, 女性差別につながるものを改めること」は調査の度に減少する一方, 「わからない」との回答が徐々に増加していることから, 男女共同参画の理念や目的の周知, 男女共同参画社会形成の意識の啓発は, 今後も継続して行う必要のあることが示されています。

【男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと】



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

## 4. 第1次石岡市男女共同参画基本計画の総括

### (1) 成果指標の達成状況

#### ① 男女の人権の尊重と正しい男女共同参画理念の普及啓発

男女の固定的役割分担意識を持たない市民の割合については、この5年間で7.7ポイント上昇し、平成29年度の目標値に近づいています。

平成28年度の女性相談窓口の相談件数は、平成23年度からほぼ半減しており、相談内容についての精査が必要な状況です。

小中学生向け出前講座の開催数については、平成28年度実績値は2回ですが平成29年度は3回実施する予定です。

指標名	H18年度 計画策定時	H23年度 実績値	H28年度 実績値	H29年度 目標値
男女の固定的役割分担意識を持たない市民の割合	44.7%	46.6%	54.3%	55.0%
女性相談窓口の相談件数（年）	— (3.0時間)	58件 (3.8時間)	30件	70件
小中学生向け出前講座の開催数（年）	—	—	2回	3回

#### ② 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行等の見直し

社会通念・慣習・しきたりなどの分野での「男性の方が優遇されている」と感じている市民の割合については、平成23年度から平成28年度にかけて改善がみられず、むしろ後退しています。また、「男女共同参画社会」という用語の周知度も、平成29年度の目標値には、大きな隔たりがあります。

指標名	H18年度 計画策定時	H23年度 実績値	H28年度 実績値	H29年度 目標値
社会通念・慣習・しきたりなどの分野での「男性の方が優遇されている」と感じている市民の割合	70.7%	63.2%	65.7%	50.0%
「男女共同参画社会」という用語の周知度	—	64.6%※	20.8%	80.0%

※平成21年国調査の実績



### ③ あらゆる分野における政策・方針決定過程への共同参画

ここでの3つの指標は、いずれも平成23年度から平成28年度にかけて大きな改善が見られていますが、市の審議会や市の役職者に占める女性の割合については、平成29年度での目標達成は困難な状況です。

指標名	H18年度 計画策定時	H23年度 実績値	H28年度 実績値	H29年度 目標値
市の審議会等における女性委員の占める割合	18.2%	13.1%	23.6%	30.0%
市の役職者（係長以上）に占める女性の割合	19.9%	15.9%	23.0%	30.0%
「石岡市男女共同参画人材名簿」の登録者数	—	5人	29人	30人

### ④ 職場での平等，家庭や地域での生活と仕事の両立

ここでの3つの指標については、いずれも平成28年度の実績値が平成29年度の目標値の半分程度に留まっており、目標達成は困難な状況です。

指標名	H18年度 計画策定時	H23年度 実績値	H28年度 実績値	H29年度 目標値
家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている市民の割合	23.7%	14.4%	13.4%	30.0%
市男性職員の育児休暇取得率	—	4.5%	4.8%	10.0%
がん検診受診率	—	子宮がん 10.0% 乳がん 10.7%	子宮がん 10.5% 乳がん 10.1%	子宮がん 20.0% 乳がん 20.0%

### ⑤ 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

市民団体等が行う国際交流活動についての周知が進み、毎年多くの市民に参加していただいております。平成28年度において既に目標を上回りました。

指標名	H18年度 計画策定時	H23年度 実績値	H28年度 実績値	H29年度 目標値
国際交流活動参加者数	350人	1,000人	1,200人	1,000人

## 第Ⅲ章 基本計画

### 計画の体系

本計画は、4つの基本目標とそれぞれの基本目標から展開される基本施策により、以下のとおり体系化されています。

基本目標（基本方針）	基本施策
1 あらゆる分野での女性の活躍促進	① 経済分野における男女共同参画の実現 ※女性活躍推進法による市町村推進計画
	② 行政分野における男女共同参画の実現 ※女性活躍推進法による市町村推進計画
	③ 地域活動における男女共同参画の実現
	④ 女性活躍に向けた意識の改革と社会制度・慣行の見直し
2 男女がともに働きやすい就業環境の整備	① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ※女性活躍推進法による市町村推進計画
	② 働く女性、働きたい女性への支援 ※女性活躍推進法による市町村推進計画
3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備	① 男性の家事・育児等への参画促進
	② 仕事と子育ての両立支援
	③ 仕事と介護の両立支援
4 安全・安心に暮らせる社会の実現	① 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ※配偶者暴力防止法による市町村基本計画
	② 生涯にわたる男女の健康支援
	③ 男女共同参画の視点にたった防災体制の確立
	④ 様々な生活上の困難や課題を抱える男女の支援

## 基本目標が目指す考え方

---

4つの基本目標の考え方は、それぞれ以下の考え方を踏まえています。

### 基本目標1 あらゆる分野での女性の活躍促進

国が女性の活躍促進を図る中、本市では、指導的地位に占める女性の割合は低い状況にあります。そのため、経済、行政、地域活動のあらゆる分野において女性の参画を促進するとともに、女性活躍を阻害する要因として考えられる、性別による固定的な役割分担意識や男性中心の社会制度・慣行を見直すための啓発に取り組みます。

### 基本目標2 男女がともに働きやすい就業環境の整備

結婚・出産・子育て・介護などのライフイベントが女性の就業に大きな影響を及ぼしている現実があります。

本市では、女性の継続就業や再就職を積極的に支援するため、職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むとともに、就労支援セミナーの開催や情報提供を行う等の支援に取り組みます。

### 基本目標3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備

女性の活躍を促進するためには、パートナーである男性の意識を変えるとともに、保育・介護の環境等を充実させることが重要な課題となっています。

本市では、家事・育児への参加に関する男性の意識改革や、育児・介護休業制度等の利用拡大に取り組むとともに、仕事と子育て・介護が両立できるよう支援に取り組みます。

### 基本目標4 安全・安心に暮らせる社会の実現

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性へのあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みます。

東日本大震災等の経験や教訓を踏まえ国が示す方針等に従い、防災施策に対して、男女共同参画の視点を導入します。

非正規雇用労働者やひとり親世帯、生活上困難に陥りやすい女性が増加している中で、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組みます。

## 第2次石岡市男女共同参画基本計画における重点項目

---

第2次石岡市男女共同参画基本計画では、4つの基本目標を設定していますが、国・県等の動きや社会情勢、市民意識調査の結果等を踏まえ、次に掲げる●点を重点項目として取り組んでいきます。

## 基本目標1 あらゆる分野での女性の活躍促進

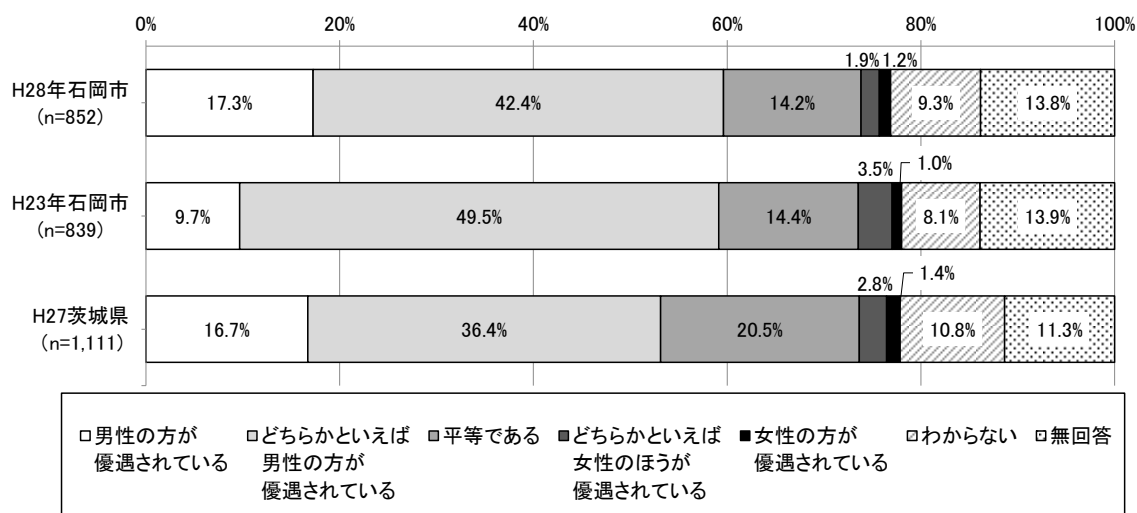
### 基本施策① 経済分野における男女共同参画の実現

#### 現状と課題

職場における男女の地位に関しては、本市・茨城県とも「男性の方が優遇されている」との回答が過半数を超え「女性の方が優遇されている」との回答を大きく上回っています。また、本市における「男性のほうに優遇されている」と「どちらかといえば男性のほうに優遇されている」を合わせた割合は、平成28年が59.7%、平成23年では59.2%とほぼ同様の結果ですが、「男性の方が優遇されている」の回答割合だけに限ると、平成23年は9.7%、平成28年は17.3%と、2倍近く増加しています。更に、本市における「平等である」との回答の割合は、茨城県全体よりもおよそ6ポイント低く、本市では男性優遇の意識が強くなっているとともに、県全体よりも平等感は低い状況です。

更に、年代別にみると、「男性優遇」の回答は、60歳代が67.4%で最も多く、20歳代以外の年代でも50%を超えています。20歳代以下では48.3%とやや少なくなっています。また、「平等である」との回答は、20歳代（15.0%）から年代とともに増加し、50歳代で23.5%で最大となり、その後は再び減少する傾向を示しています。

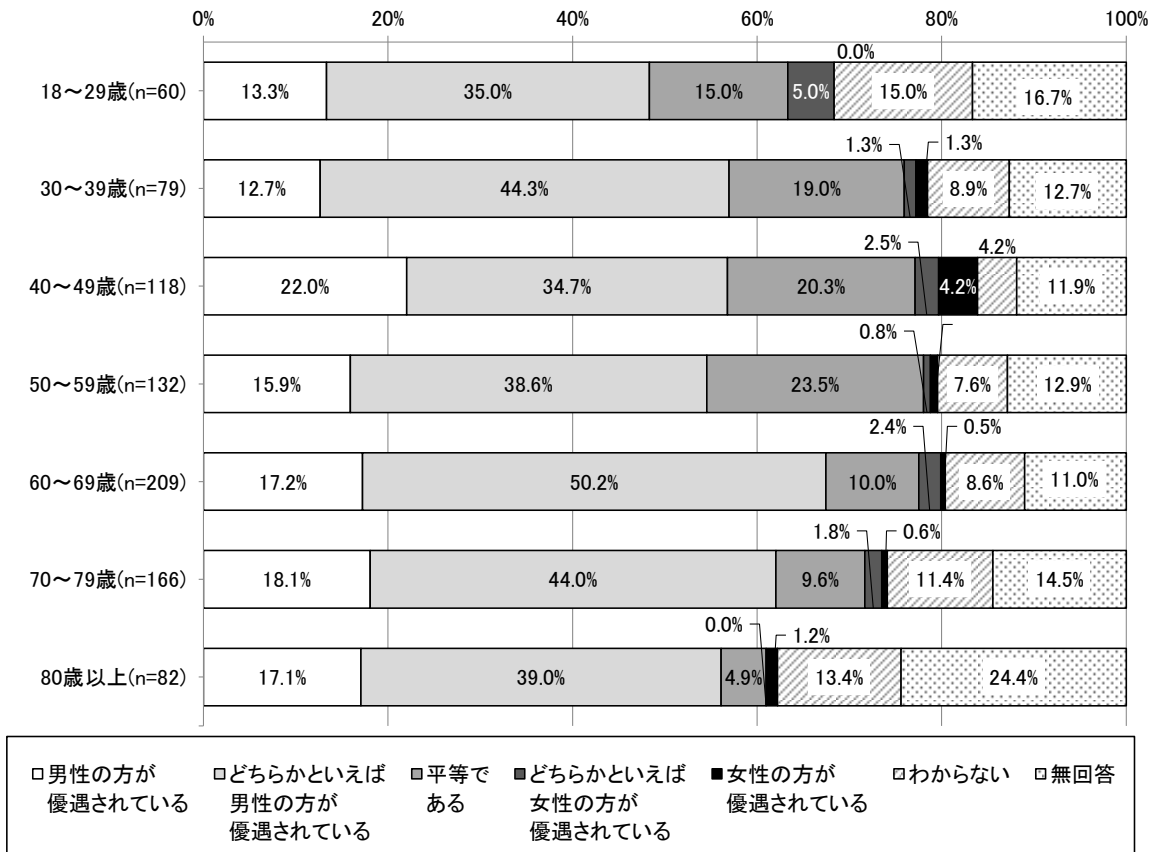
【職場における男女の地位】（経年）



出典：茨城県男女共同参画社会県民意識調査（平成27年）

石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成23・28年）

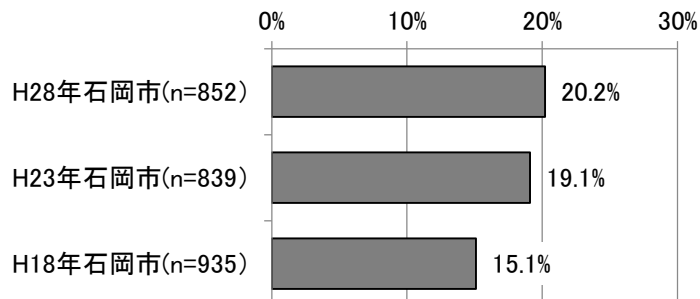
### 【職場における男女の地位】（年代別）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

また、女性が働きやすくするために必要なこととして「昇進・昇格や賃金，仕事内容など労働条件面での男女間格差を是正する」を回答した人の割合は，平成 18 年の意識調査以降，調査の度に増加しています。

### 【女性が働きやすくするために労働条件面での男女間格差の是正が必要との回答割合】



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 18・23・28 年）

- 1 指導的立場への女性の積極的登用の促進
- 2 男女間の不均等の改善へ向けた意識啓発

### 1 指導的立場への女性の積極的登用の促進

経済分野において、女性の採用や登用に関する障壁の解消推進のために、企業に対して、雇用に関する法令の周知を進めるとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）についての普及啓発を図ります。

また、管理職への登用に向け、女性自身の意識に働きかけ、変化や向上を促すための施策を推進します。

### 2 男女間の不均等の改善へ向けた意識啓発

家庭生活と仕事が密着し、その境界があいまいになりがちな家族経営の農業分野において、経営者を含む家族のすべての人がこれまで以上に意欲的にやりがいを感じることができるよう、農林水産省が推進する「家族経営協定」の普及を図ります。

## 基本施策② 行政分野における男女共同参画の実現

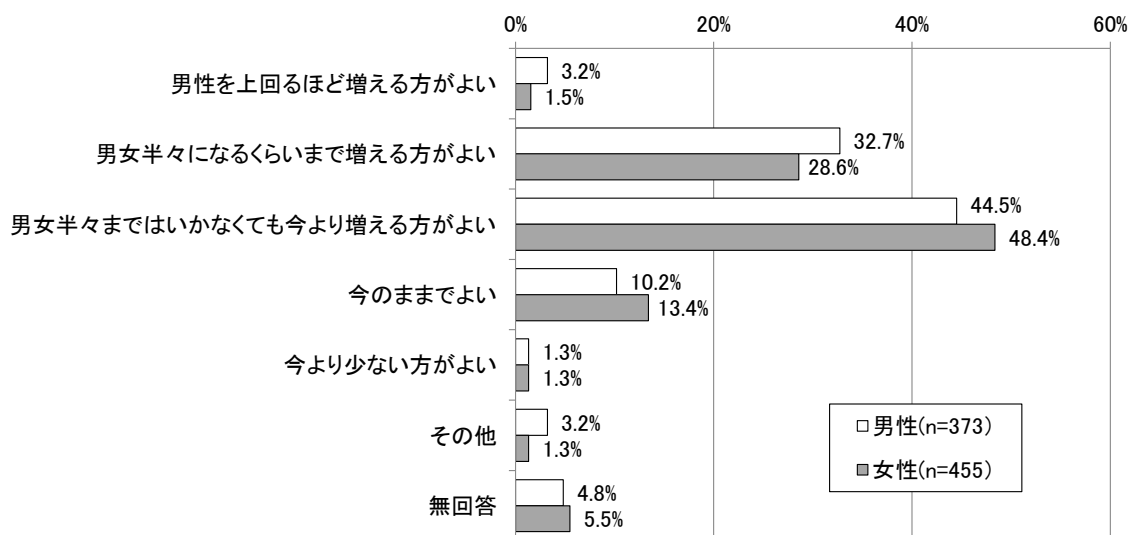
### 現状と課題

行政分野における男女共同参画に関しては、「第1次石岡市男女共同参画基本計画」の総括のとおり、過去5年に着実な進展がみられ、「市の審議会等における女性委員の占める割合」は平成23年の13.1%から平成28年には23.6%へ10.5ポイント増、また「市の役職者（係長以上）に占める女性の割合」については同じく15.9%から23.0%へ7.1ポイントの増加となりました。

しかしながら、両者の平成29年度の目標である30%までにはまだ差が大きく、2003年に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で国が示した「平成32年（2020年）までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度」の点からも、今後更なる取り組みの推進が必要な状況です。

市民意識調査の結果からは、議員や審議会委員など、方針決定の場に女性が参画することについて、「男性を上回るほど増える方がよい」や「男女半々になるくらいまで増える方がよい」との回答は女性よりも男性のほうが多く、男性の方が女性の参画をより肯定的に捉えていることが伺えます。

【政策方針決定の場に女性が参画することについて】



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年）

今後、審議会等への女性の参画を更に増やすためには、女性が参画しやすい環境整備に加えて、女性自身の意識改革に向けた働きかけが大切になっています。



- 1 指導的立場への女性の積極的登用の推進
- 2 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

### 1 指導的立場への女性の積極的登用の促進

行政の分野においては、採用の際の差はないものの、現実として存在する管理職についての男性への偏りを解消に向かわせるため、**管理職登用に向けた人材の育成強化を図ることで、性別に関わらず指導的な立場に相応しい資質を備えた人材の確保に努め、結果として女性職員の指導的立場への登用が進むよう支援を行います。**

### 2 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

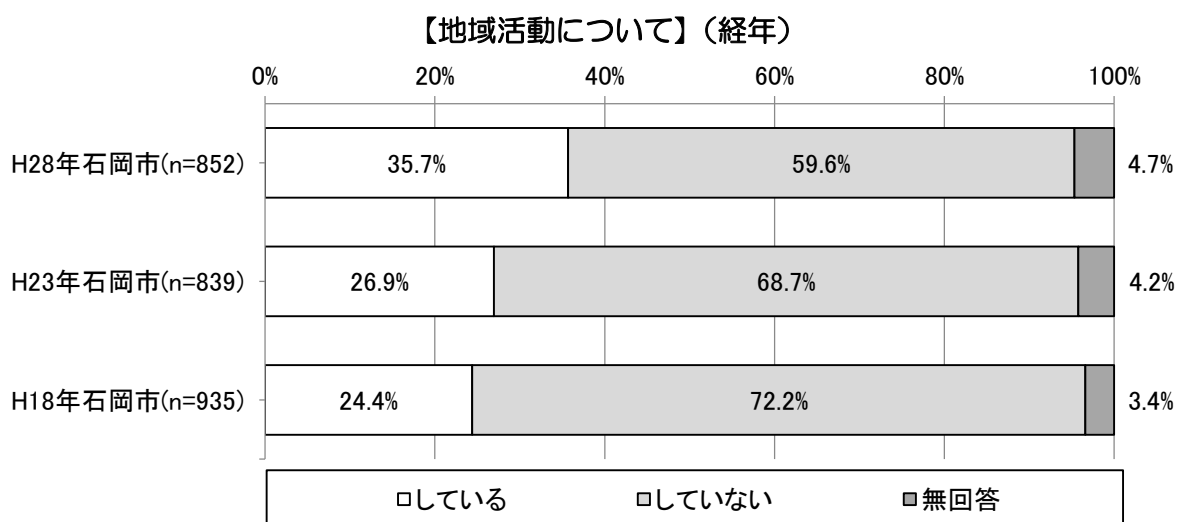
市の審議会等に**占める女性委員**の割合を高めるために、石岡市女性人材登録制度に基づく女性人材名簿の充実を図り、女性委員をより選出しやすくなる環境整備に努めます。

### 基本施策③ 地域活動における男女共同参画の実現

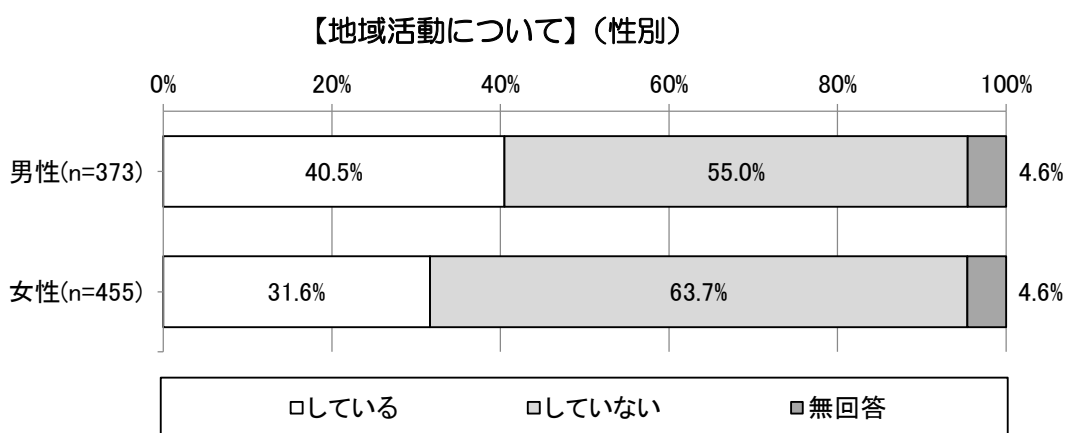
#### 現状と課題

市民意識調査の結果では、平成 18 年以降、地域活動に参加する人は、平成 18 年の 24.4% から平成 28 年の 35.7% まで、徐々に増加していることが示されています。しかし、性別で見ると、地域活動に参加している女性は 31.6% で、男性よりもおよそ 9 ポイント少なくなっています。また、年代別では 40 歳代と 50 歳代で参加している人がそれぞれ 46.6% と 48.5% で多くなっていますが、20 歳代以下では 23.3% に留まっています。

男女共同による地域づくりを今後更に進めるために、特に若い世代を中心に、市内で活動を行っている市民団体への女性の参加を促したり、女性団体の行う活動への支援を通じて、より多くの女性の参画を得ることが必要となっています。

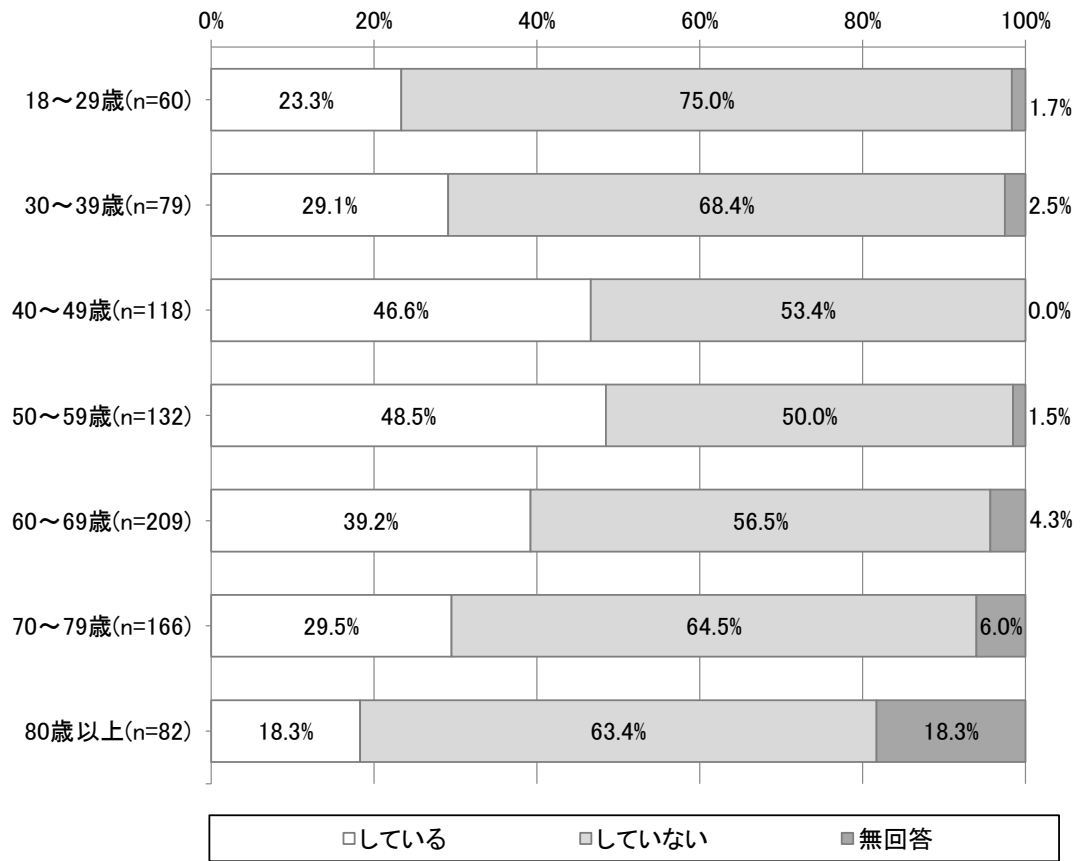


出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 18・23・28 年）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

【地域活動について】（年代別）



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

**施策の方向性** 1 地域づくりへの女性の参画促進

1 地域づくりへの女性の参画促進

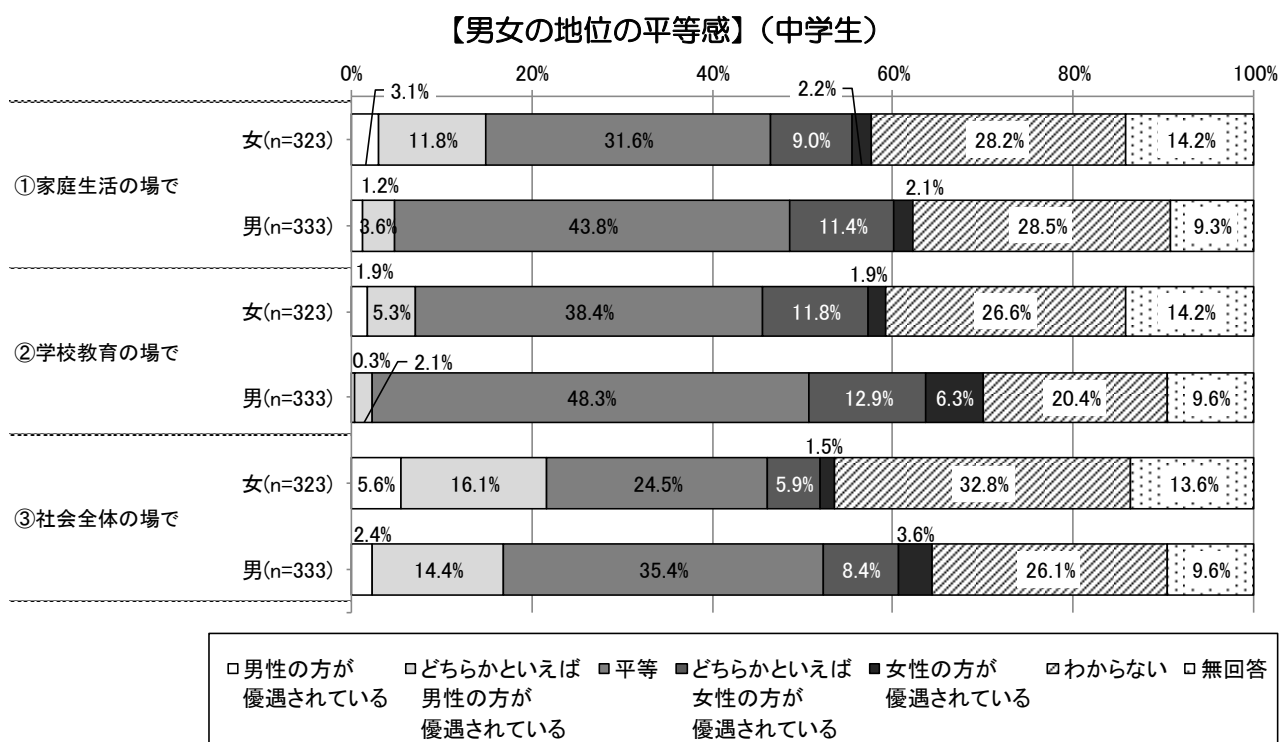
女性の視点を活かし、よりよいまちづくりを推進するために、まちづくりの理念の市民への浸透を図るとともに、市内の女性団体の発展につながる支援を行います。

また、これからのまちを支える若い世代の健全な育成に寄与する、青少年相談員活動の充実に努めます。

## 基本施策④ 女性活躍に向けた意識の改革と社会制度・慣行の見直し

### 現状と課題

平成 28 年に中学 2 年生を対象に実施した意識調査では、「家庭生活」、「学校教育」、「社会全体」のいずれの場でも「平等」との回答が最も多く、特に学校教育の場では、「女性優遇」の回答が「男性優遇」よりも、男性で 16.8%、女性も 6.3% 上回っています。



出典：石岡市男女共同参画に関する児童・生徒意識調査（平成 28 年）

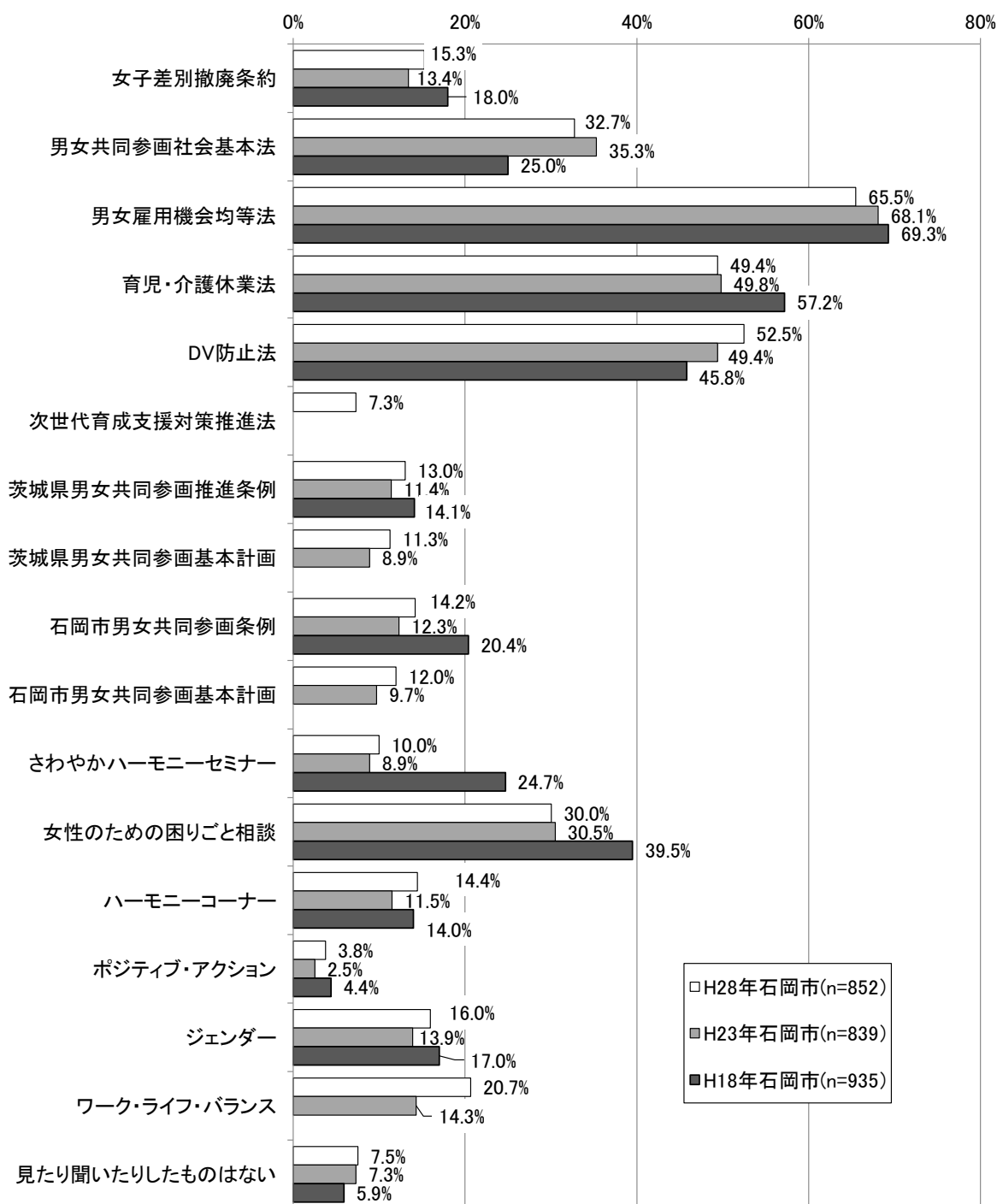
市民意識調査（21 頁）でも、「学校教育の場」は男性も女性も 5 割を超える人が男女の地位は「平等である」と回答しており、社会の様々な場面のなかでも最も男女平等が進んでいると認識されていますが、学校卒業後となる「職場」や「家庭生活」、「政治の場」、「社会通念やしきたりなど」での平等感は大きく後退しています。

卒業してからも家庭や社会などの様々な場面で男女の平等感を維持・継続できるよう、第一歩として家事や育児に参加する男性を増やさなければなりません。そのために、学校教育における男女共同参画の視点を見直す必要があります。

また、男女共同参画に関連する言葉や施策等についての認知度をみると、「DV 防止法」のように、平成 18 年以降、徐々に認知度が高まっているものは他になく、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「女性のための困りごと相談」等は認知度が調査の度に低下、その他では、平成 23 年と平成 28 年で認知度は横ばい状態などとなっています。

男女共同参画社会づくりを推進するためには、平成28年において認知度が10%台に留まる「石岡市男女共同参画条例」(14.2%)、「石岡市男女共同参画基本計画」(12.0%)、「さわやかハーモニーセミナー」(10.0%)等や、20%台の「ワーク・ライフ・バランス」(20.7%)、30%台の「男女共同参画社会基本法」(32.7%)や「女性のための困りごと相談」(30.0%)の周知・啓発を更に進めることが重要となっています。

### 【男女共同参画に関する言葉や施策の認知度】



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成18・23・28年）

- 1 学校教育を通じた男女共同参画の推進
- 2 意識改革のための啓発推進

### 1 学校教育を通じた男女共同参画の推進

茨城県と連携して、小中学生に対する男女共同参画の意識づけのための施策を推進します。また、人権教育を推進するために、教職員に対する支援を、計画的・包括的に進めます。

### 2 意識改革のための啓発推進

男女共同参画**社会の実現**に向け市民の意識改革を図るために、セミナーの開催や市職員による説明会の開催、男女共同参画パンフレットの作成と配布など、様々な機会を捉え啓発活動を推進します。

## 基本目標2 男女がともに働きやすい就業環境の整備

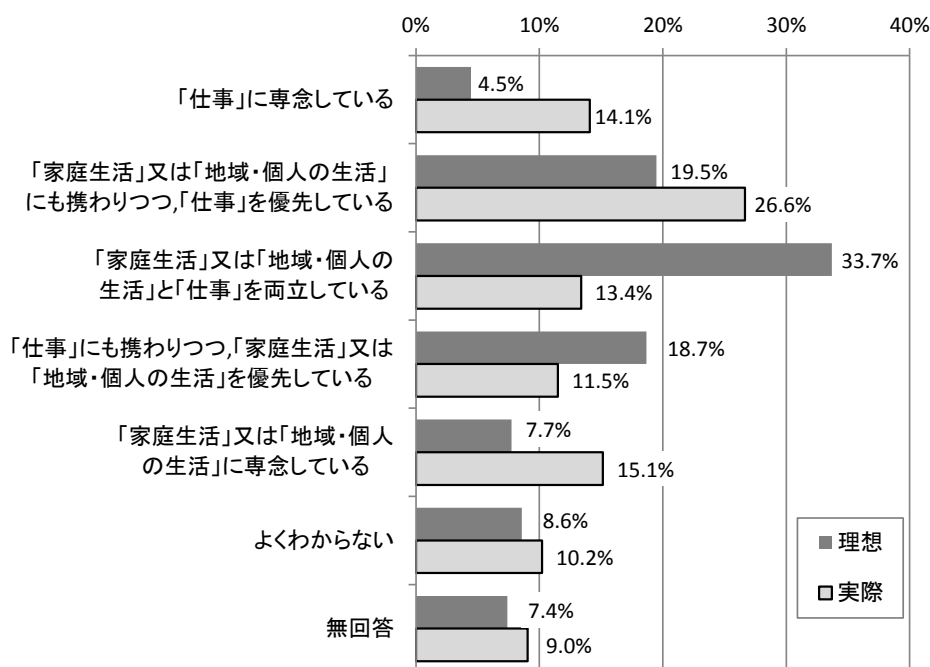
### 基本施策① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

#### 現状と課題

市民意識調査結果から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する理想と現実をみると、実際に「『仕事』に専念している」人は、「『仕事』に専念する」ことを理想とする人よりも3倍多く、「『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』の両立」を現実とする人は「理想」とする人の4割程度しかいません。

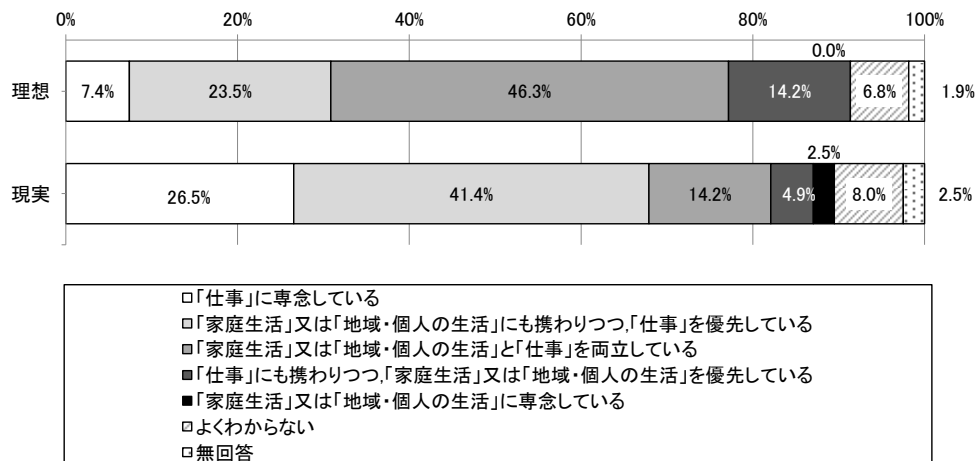
更に、就労の中心となる20～50歳代について男女別の状況をみると、男性では「『仕事』に専念する」ことを理想とする人は7.4%に対し、実際に「『仕事』に専念している」人は26.5%、女性では「『仕事』に専念する」ことを理想とする人は0.9%に過ぎないのに対し、実際に「『仕事』に専念している」人は11.4%に達しています。また、男性で「『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』の両立」を現実とする人は「理想」とする人の3割、同じく女性では4割弱と、状況は一層厳しくなっています。

【ワーク・ライフ・バランスに関する理想と現実】(n=852)



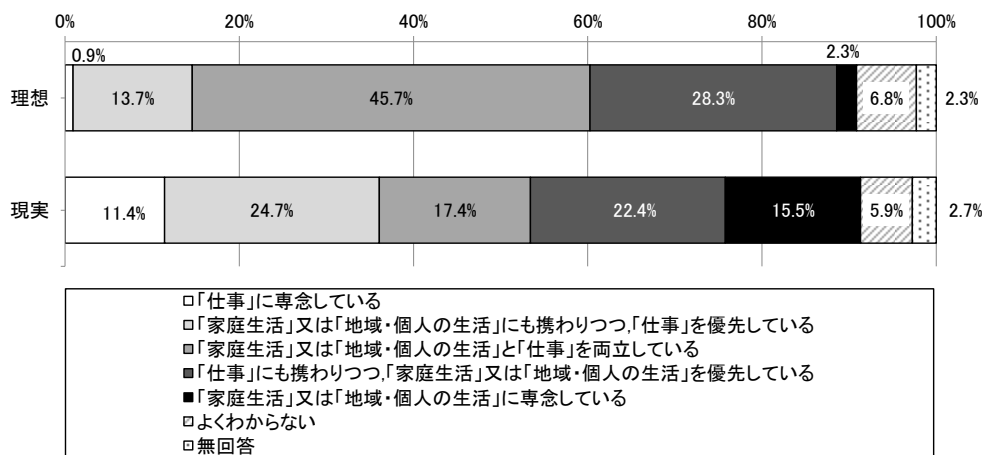
出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年）

### 【20～50 歳代男性のワーク・ライフ・バランスに関する理想と現実】 (n=162)



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

### 【20～50 歳代女性のワーク・ライフ・バランスに関する理想と現実】 (n=219)



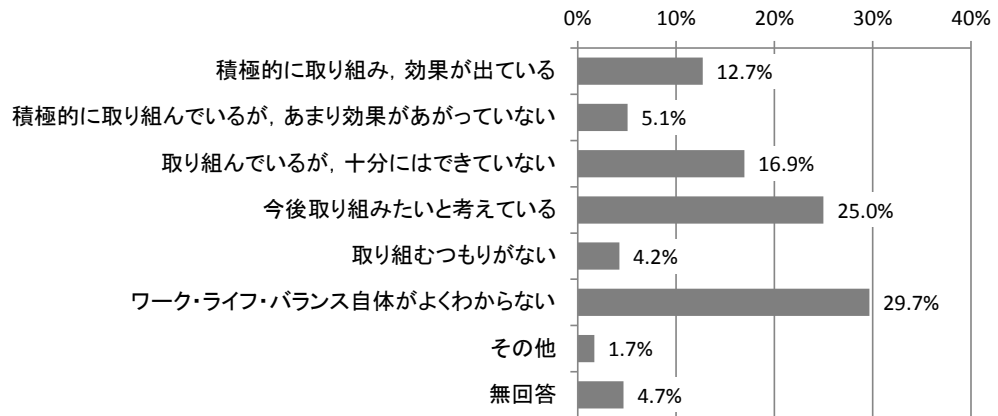
出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

一方、平成 28 年に市内の事業所を対象に実施した意識調査における、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの状況を見ると、取り組んでいるのはおよそ 1/3 (34.7%) で、取り組んでいる事業所のうちの 63.4% は「あまり効果があがっていない」または「十分にはできていない」と回答しています。

また、ワーク・ライフ・バランスに「取り組むつもりがない」との回答は、全体の 4.2% に過ぎませんが、「ワーク・ライフ・バランス自体がよくわからない」との回答が全体の 3 割 (29.7%) を占めています。



## 【ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの状況】(n=236)



出典：石岡市男女共同参画に関する事業所意識調査（平成 28 年）

ワーク・ライフ・バランスが適正に維持できるよう、特に男性に多い長時間労働<sup>1</sup>を是正するなど、職場の環境整備が必要です。そうした環境整備の促進を図るために、企業に対する好事例の紹介や啓発などの支援が求められています。

<sup>1</sup> 長時間労働：厚生労働省「過労死白書」（平成 29 年度版）によれば、月末 1 週間の就業時間が 60 時間以上の雇用者の割合は、女性は 4.9%に対して男性は 14.3%で、特に男性の 40～49 歳では 16.9%、30～39 歳では 16.4%に達している。

## 施策の方向性

- 1 経営者の意識改革
- 2 育児・介護休業制度等の積極的な活用促進
- 3 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援

### 1 経営者の意識改革

先進事例などの情報提供を通じ、「ワーク・ライフ・バランス」に関する十分な理解の獲得に努め、意識の改革につなげます。

### 2 育児・介護休業制度等の積極的な活用促進

市内事業所における育児・介護休業制度等の活用拡大を図るために、制度の周知を図ります。また、市職員が先頭に立ち、育児・介護休暇及び休業の取得事例の実現に努めます。

### 3 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援

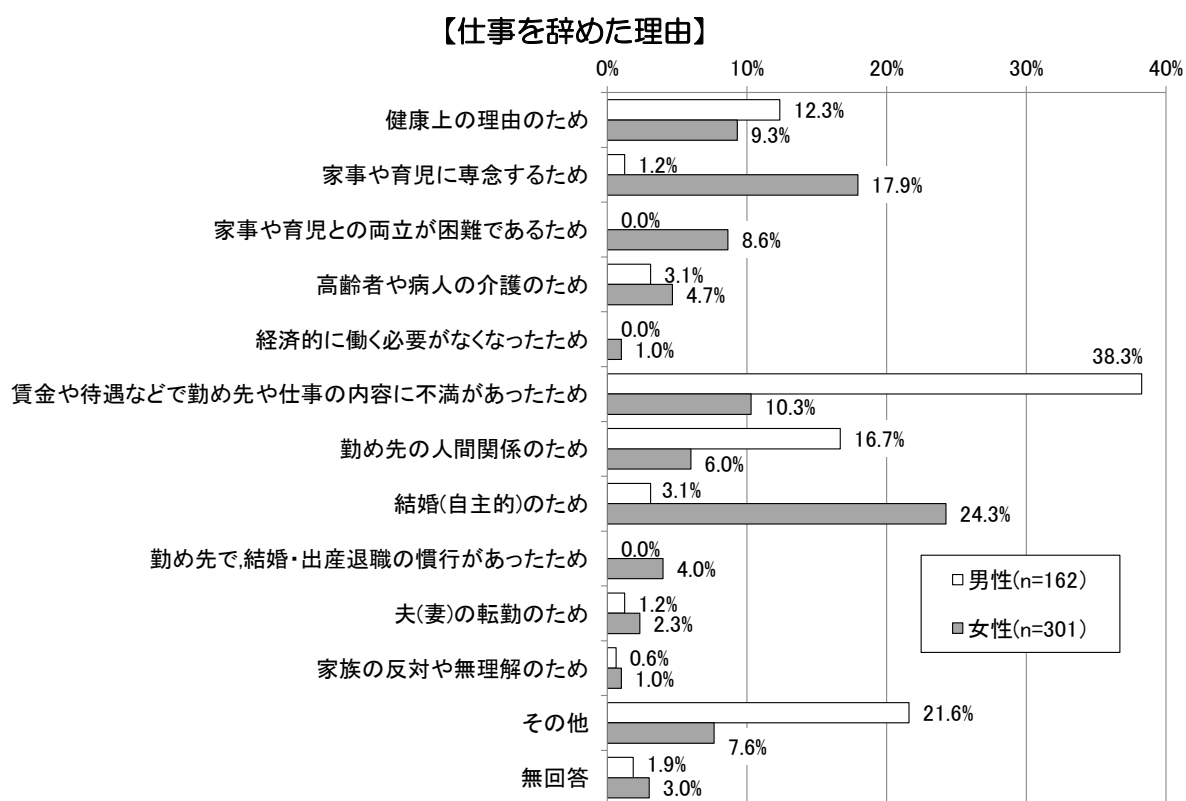
茨城労働局と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを行おうとする事業所に対して、情報の提供等を行います。また、取り組みに係る経費の一部を補助する制度の導入に向けて検討を行います。

## 基本施策② 働く女性，働きたい女性への支援

### 現状と課題

国勢調査結果（15 頁）で，出産やその後の育児期間に該当する 20 歳代後半から 30 歳代後半の年代において，本市の既婚女性の労働力率は未婚女性よりも 15～25%低く，女性自身のみならず，女性の更なる活躍を期待する社会的視点からも，大きな課題であることが示されています。

市民意識調査によれば，途中で仕事を辞めた経験は，男性 43.4%に対し女性は 66.2%に上り，その理由として，男性は「賃金や待遇への不満」が多い一方，女性は「結婚」や「家事や育児に専念するため」が多く挙げられています。



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

女性が結婚や出産を経ても仕事を継続し，管理職や専門職としてキャリアアップできるようにすること，また一旦退職した場合であっても，より良い条件で再就職が可能となるようにすること，更にマタニティ・ハラスメントで退職を余儀なくされる場合が多い中，ハラスメントの防止により，女性が安全・安心に働くことができる職場環境を実現することなど，「働く女性」，「働きたい女性」を総合的に支援することが求められています。

## 施策の方向性

- 1 女性の継続就業・キャリアアップ支援
- 2 女性の再就職支援
- 3 ハラスメントの防止

### 1 女性の継続就業・キャリアアップ支援

茨城県の関係機関やハローワーク、隣接市と連携して就職や企業についての説明会を開催するなど、女性や若者の就労やキャリアアップへの支援を行います。

### 2 女性の再就職支援

いばらき就労支援センターや茨城労働局などの関係機関と連携し、キャリアカウンセリングや職業訓練・職業紹介等、女性の再就職につながる情報提供を行います。

### 3 ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に関する研修やセミナー等を開催するとともに、相談窓口や対応についての方策等の情報提供を行い、あらゆるハラスメントの防止に努めます。

## 基本目標3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備

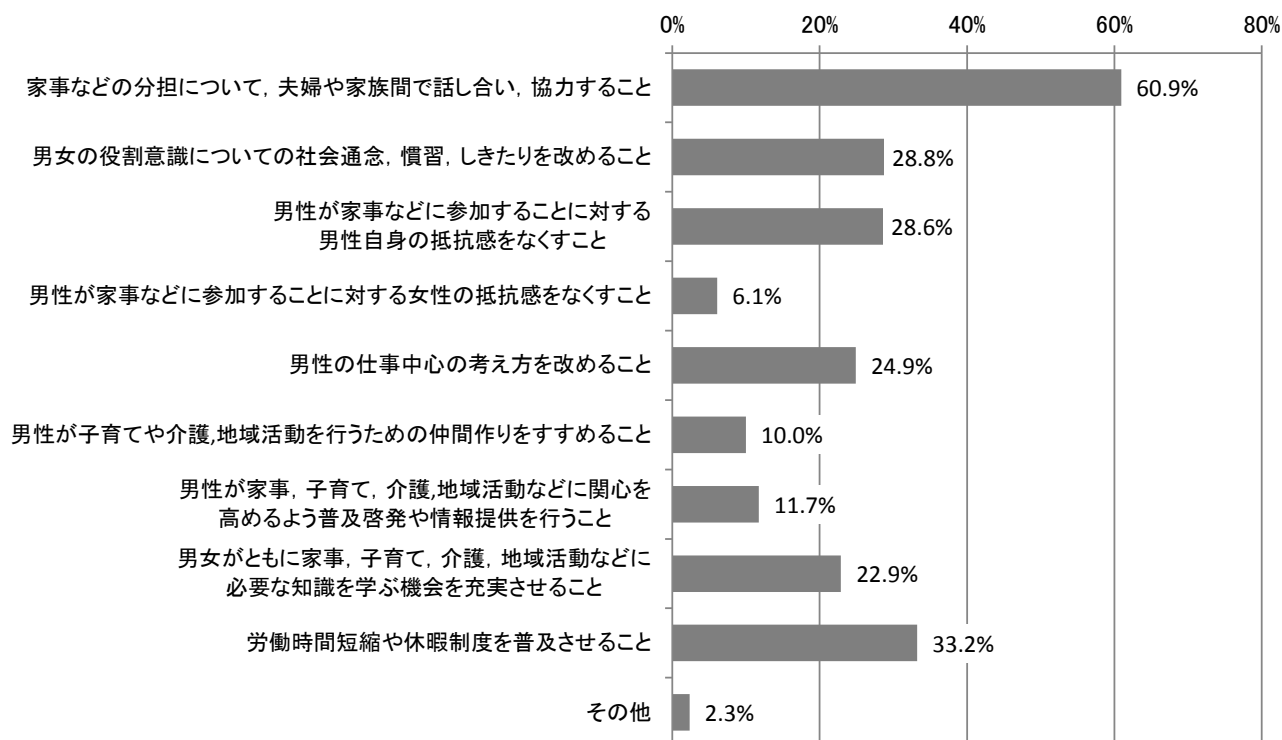
### 基本施策① 男性の家事・育児等への参画促進

#### 現状と課題

市民意識調査結果（24頁）で、「男は仕事、女は家庭」という性別での固定的役割分担の考え方に同意する人は徐々に減少する傾向にあり、平成28年には36.6%と平成18年から10ポイント以上低下しました。しかし、実際に家事等における役割分担をみると、「食事のしたく」や「洗濯」では6割以上、「食事の後片づけ」や「掃除」ではほぼ5割の人が「妻（又はパートナー）」が担当と回答しており、考え方と現実の間には依然としてかい離があることが分かります。

また、男性が女性とともに家事や子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要と思うこととして、最も多い回答は「夫婦や家族間での話し合い、協力」（60.9%）ですが、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」が33.2%で続いています。

#### 【男性が家事や子育てなどに積極的に参加するために必要と思うこと】（n=852）※3つまで回答



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年）

ところが、29頁に示されたとおり、第1次石岡市男女共同参画基本計画の成果指標「市男性職員の育児休暇の取得率」の平成28年度実績値は4.8%と平成23年から0.3%の増加に留まっており、目標（10%）まで、依然として大きな隔たりが残されています。

性別による固定的役割分担に関する意識の改革を継続することは重要ですが、男性が家事や育児などについて具体的な行動を開始し、役割分担に係る指標改善に結実する施策にも注力が求められる段階となっています。

## 施策の方向性

- 1 男性が家事・育児等を行うことの意義の理解促進
- 2 出産、子育て、介護等に伴う休暇・休業取得の利用促進

### 1 男性が家事・育児等を行うことの意義の理解促進

男性が家事や育児へ参加することの重要性や分担することの必要性について理解を深めるため、男性向けや夫婦向けの各種講座等を開催するとともに、男性の実際の家事能力向上のための機会づくりに努めます。

### 2 出産、子育て、介護等に伴う休暇・休業取得の利用促進

市内事業所における育児・介護休業制度等の活用拡大を図るために、制度の周知を図ります。また、市職員が先頭に立ち、育児・介護休暇及び休業の取得事例の実現に努めます。【再掲】

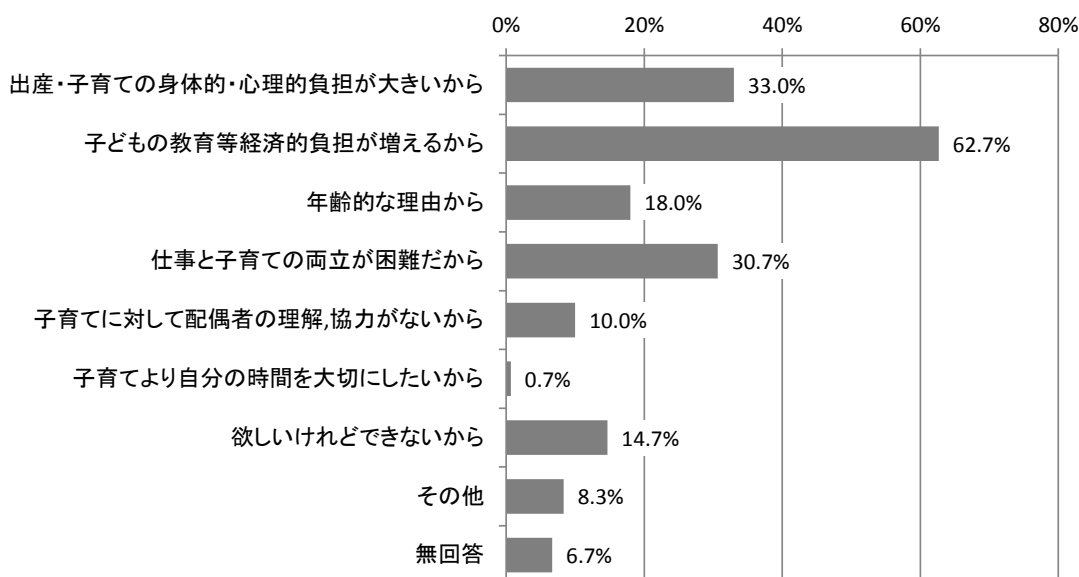
## 基本施策② 仕事と子育ての両立支援

### 現状と課題

13 頁の「(3) 出生の状況」でみたとおり、本市の出生数並びに出生率は、平成 12 年から平成 22 年までは減少が続きましたが、平成 22 年から平成 27 年にかけて回復傾向が現れています。

一方、市民意識調査において、子どもの実際の数が理想とする数よりも少ない人がその理由として最も多く回答したのは「子どもの教育等経済的負担が増えるから」で 62.7%、次いで「出産・子育ての身体的・心理的負担が大きいから」(33.0%)、「仕事と子育ての両立が困難だから」(30.7%) となっています。

【実際の子どもの数が理想よりも少ない理由】(n=300) ※3 つまで回答



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

この結果は、出産や子育てに関する負担感が和らいだり、仕事と子育てを両立できる環境が整えられることで、子どもの数は理想に近づく可能性があること、すなわち仕事と生活の調和が図られた男女共同参画社会の形成が進むことによって、本市の出生数に現れている改善がより確かなものとなり、少子化の傾向も反転させる可能性があることを示唆しています。

## 1 子育て支援の充実

子ども・子育て支援事業計画など，市が実施している「子育て支援」を男女共同参画の視点から点検し，情報提供や支援事業，相談事業等の充実と推進を図るとともに，子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

## 2 両立のための環境整備

子育てと仕事の両立がしやすくなるよう，放課後や病気後の回復期などにおける子どもの育成・ケアに関する環境の整備を行います。

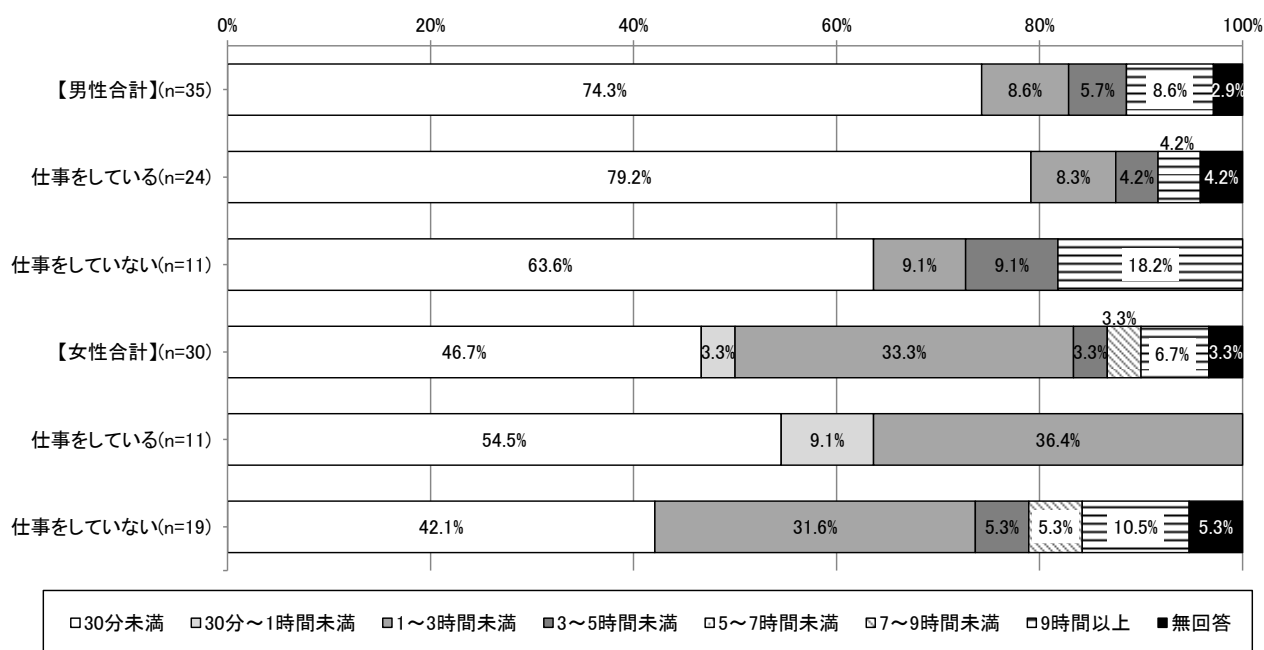


## 基本施策③ 仕事と介護の両立支援

### 現状と課題

市民意識調査結果では、介護を必要とする家族等がいる人が介護にかけている時間は、平日、仕事をしている男性の場合、介護時間は「30分未満」が79.2%、「1～3時間未満」が8.3%であるのに対し、女性では「1～3時間未満」が36.4%と、より長時間介護に携わっていることが明らかとなっています。

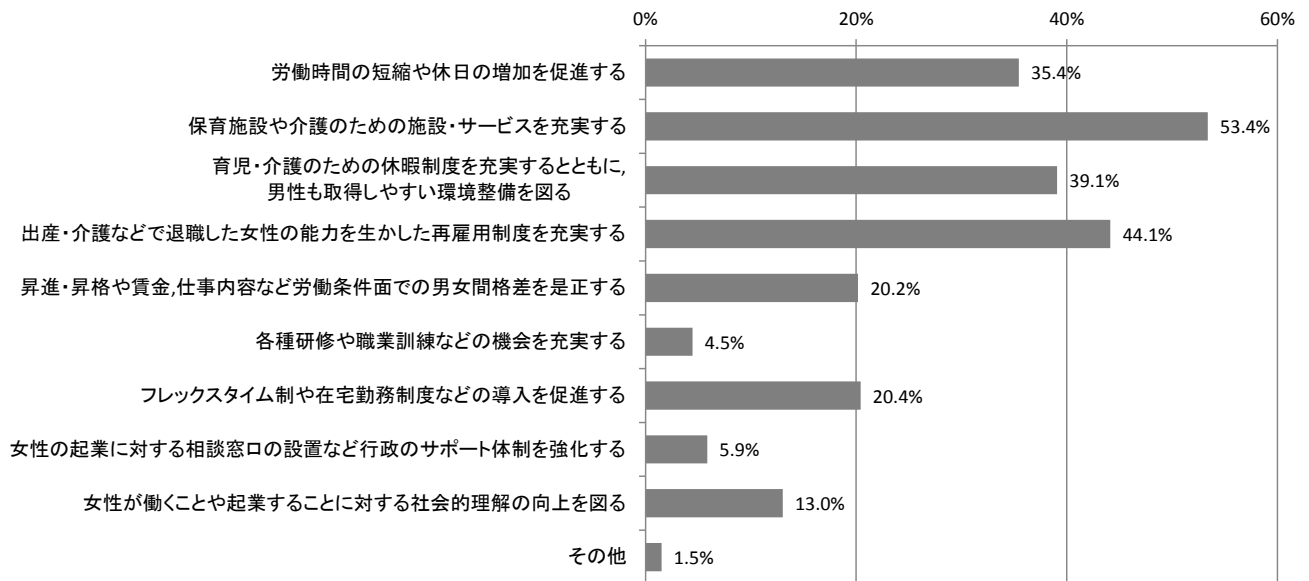
【平日の介護時間】



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年）

また、女性が働きやすくするために必要と思うこととして、「保育施設や介護のための施設・サービスを充実する」との回答は平成18年以降5割を超えて最も多く、平成28年調査でも53.4%と、高いニーズであることが示されています。

【女性が働きやすくするために必要と思うこと】(n=852) ※3 つまで回答



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 28 年）

施策の方向性

- 1 介護支援の充実
- 2 両立のための環境整備

1 介護支援の充実

高齢者に対し、「介護予防・日常生活支援総合事業」や講演会や研修会など、介護予防のための支援の充実を図り、介護に至る前の元気な状態を延伸できるよう努めます。

2 両立のための環境整備

介護と仕事の両立がしやすくなるよう、高齢者を社会全体で支える環境づくりを進めます。また、委託により市の協力機関として市内各地に設置された在宅介護支援センター事業の充実を図り、介護に関するサービス等が効果的に受けられる環境を整備します。

## 基本目標4 安全・安心に暮らせる社会の実現

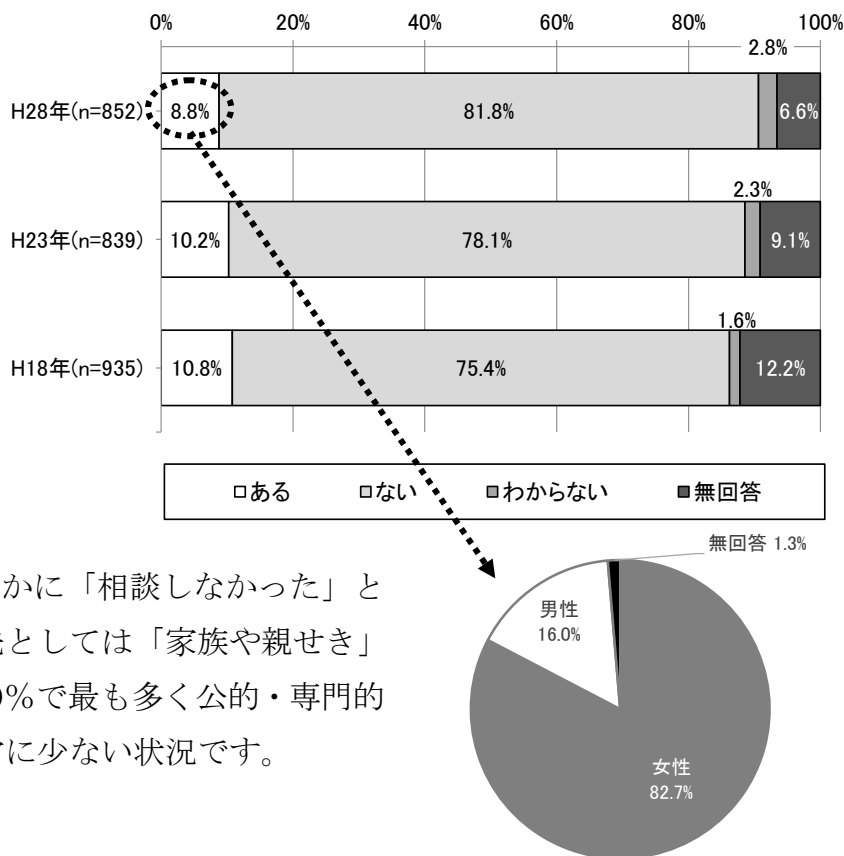
### 基本施策① 女性に対するあらゆる暴力の根絶

#### 現状と課題

市民意識調査では、配偶者や恋人などからの暴力を受けたことのある人の割合は、平成18年以降徐々に少なくなっています。しかし、平成28年においても1割近くの人が暴力を受けたことが「ある」と回答しており、そのうち8割以上を女性が占めています。

また、暴力を受けたことについて、4割近くの人にはだれかに「相談しなかった」と回答し、相談した人でも相談先としては「家族や親せき」と「友人・知人」がともに32.0%で最も多く公的・専門的な相談機関へ相談した人は非常に少ない状況です。

【配偶者などから暴力を受けた経験】



出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成18・23・28年）

【暴力を受けたことについての相談の状況】

項目	回答数(人)	比率(%)
県婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターに相談した	0	0.0
県民センターなど上記以外の県の相談窓口で相談した	1	1.3
石岡市の相談窓口で相談した	0	0.0
警察に連絡・相談した	4	5.3
法務局, 法テラス, 人権擁護委員に相談した	3	4.0
民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会, カウンセラー・カウンセリング機関, 民間, シェルターなど)に相談した	1	1.3
医療機関者(医師, 看護師など)に相談した	1	1.3
家族や親せきに相談した	24	32.0
友人・知人に相談した	24	32.0
相談できなかった	8	10.7
相談しなかった	29	38.7
回答者数	75	

出典：石岡市男女共同参画に関する市民意識調査（平成28年）

## 施策の方向性

- 1 DV 防止へ向けた意識啓発
- 2 DV 相談体制及び支援体制の充実

### 1 DV 防止へ向けた意識啓発

DV根絶に向けた周知・啓発活動を、一般市民のみならず、中高生の段階から実施し、デートDVを含むDV防止に努めます。

### 2 DV 相談体制及び支援体制の充実

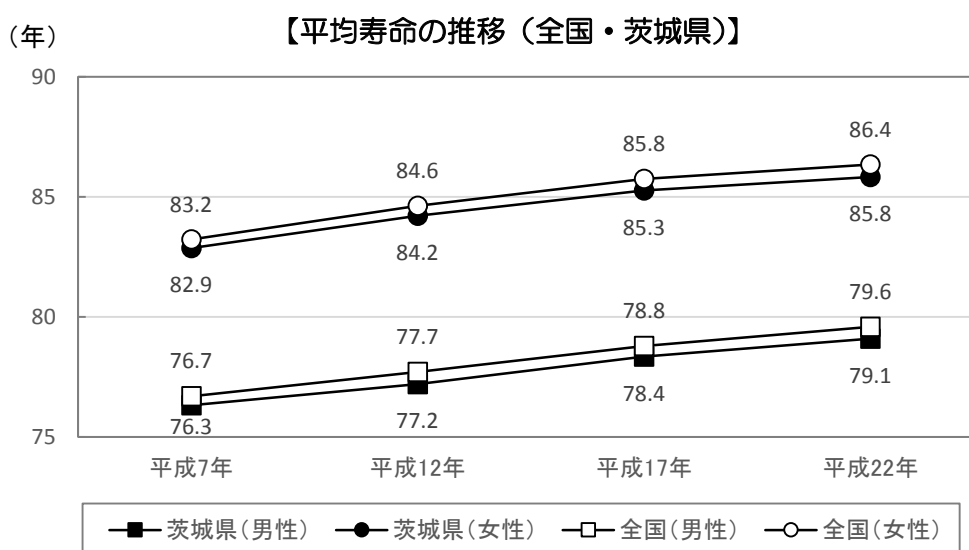
DV被害者からの相談に対応するとともに、緊急に保護が必要な状況におかれている母子等について、一時的な保護や養育を進めます。

また、問題を抱えた児童や母子の早期発見の体制づくりを推進します。

## 基本施策② 生涯にわたる男女の健康支援

### 現状と課題

平成 27 年の国勢調査を基にした全国の平均寿命は、男性が 80.75 年、女性は 86.99 年とともに過去最高となりましたが、平成 7 年から 22 年まで、茨城県の平均寿命は下表のとおり、男女とも全国を下回っています。また、茨城県の平成 22 年と 25 年の「日常生活に制限がある状態で生活する期間（平均寿命と健康寿命の差）<sup>2</sup>」は、女性が 11.22 年から 10.68 年へと縮小している一方で、男性は 7.82 年から 8.01 年へと拡大しており、健康寿命を延伸する取り組みの重要性が高まっています。



出典：厚生労働省 平成 22 年都道府県別生命表

更に、妊娠・出産・更年期疾患など、男性と異なる身体や健康上の状況や問題を経験する可能性がある女性に対し、就業率の上昇や晩婚化などの変化を踏まえ、支援を行うことが求められています。

<sup>2</sup> 厚生労働研究「健康日本 21（第二次）の推進に関する研究（平成 25～27 年度）」における「日常生活に制限のない期間の平均」と「日常生活に制限のある期間の平均」の平成 22・25 年の全国と都道府県の推定値」による。

- 1 ひとりひとりに応じた健康づくりの支援
- 2 妊娠・出産等に関する健康支援

## 1 ひとりひとりに応じた健康づくりの支援

すべての市民がそれぞれの年代に応じた健康づくりに取り組めるよう，運動やスポーツに親しむ機会を設けます。また，生活習慣病予防のための食生活指導を行い，健康の維持・増進を支援します。

更に，市民の健康状態の定期的なモニタリングのため，各種の健（検）診を実施します。

## 2 妊娠・出産等に関する健康支援

運動指導などを通じ，妊婦の健康増進を推進します。

## 基本施策③ 男女共同参画の視点にたった防災体制の確立

### 現状と課題

国は、男女共同参画基本計画（第4次）で防災・復興体制の分野を「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」として独立させ、「復興における男女共同参画の推進」では、施策の方向性及び具体的な取り組みとして以下を記述しその充実を図りました。

#### 施策の基本的方向性（抜粋）

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の視点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた復興体制を確立する。

#### 具体的な取組（抜粋）

復興計画の策定や推進のための委員会等において、女性委員の割合について、30%目標が達成できるよう、地方公共団体に対して女性の参画拡大に向けた取組を進めるよう要請する。

また、国の計画を受け、茨城県男女共同参画基本計画（第3次）でも、以下のとおり「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を掲げています。

#### 基本目標Ⅲ

一人ひとりの人権が尊重される社会の構築 ～社会が変わる～

重点課題2 生涯を通じて一人ひとりが幸せに暮らせる環境の整備

施策の方向4 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

- 1 応急対策、復旧・復興の場面における意思決定の場への女性の参画の促進
- 2 消防団等、防災活動の現場における男女共同参画の促進
- 3 防災会議等への女性委員の参画の促進
- 4 男女のニーズの違いを踏まえた防災対策の取組の促進

近年、日本各地で地震や集中豪雨、竜巻などの自然災害が頻発していることから、災害発生時に弱者となりがちな「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がい者」に焦点を合わせた避難所の運営や備品の確保などの備えが重要となっています。

本市の平成29年の消防団員に占める女性の割合は3.0%と、平成26年の茨城県全体の平均2.1%<sup>3</sup>を上回っていますが、防災・復興への女性の視点を更に反映させるため、より一層の女性の参画の拡大が求められています。

<sup>3</sup> 茨城県男女共同参画基本計画（第3次）による。

## 施策の方向性

- 1 防災施策への男女共同参画の視点の導入
- 2 防災における男女共同参画の啓発
- 3 男女共同参画の視点を踏まえた防災訓練の実施

### 1 防災施策への男女共同参画の視点の導入

防災のための施策に女性の視点を取り入れ、避難所の運営や備蓄品の確保に活かします。

### 2 防災における男女共同参画の啓発

防災対策セミナーを開催し、防災について市民が男女共同参画の視点を踏まえて考える機会を提供します。

### 3 男女共同参画の視点を踏まえた防災訓練の実施

災害への備えとして、訓練の段階から女性の視点を活かすために、市が実施する防災訓練への女性の参画を促進します。



## 基本施策④ 様々な生活上の困難や課題を抱える男女の支援

### 現状と課題

9 頁に示すとおり、本市における母子・父子世帯数は平成 17 年から平成 22 年にかけて急増し、平成 27 年時点で母子世帯数はおよそ 750 世帯、父子世帯数は 150 世帯となっています。

平成 27 年に実施された厚生労働省の調査（ひとり親家庭等の現状について）によれば、平均の年間就労収入は父子世帯が 360 万円である一方、母子世帯では 181 万円に留まっており、生活保護受給率も母子世帯は、一般世帯はもとより父子世帯よりも高くなっています。平成 23 年度から平成 27 年度にかけての本市の生活保護の状況をみると、総人口被保護世帯数、被保護人員、保護率<sup>4</sup>ともゆるやかな上昇傾向にあり、母子世帯を中心に、生活上の困難を抱える人への支援は、ますます重要になっています。

【ひとり親家庭等の現状について】

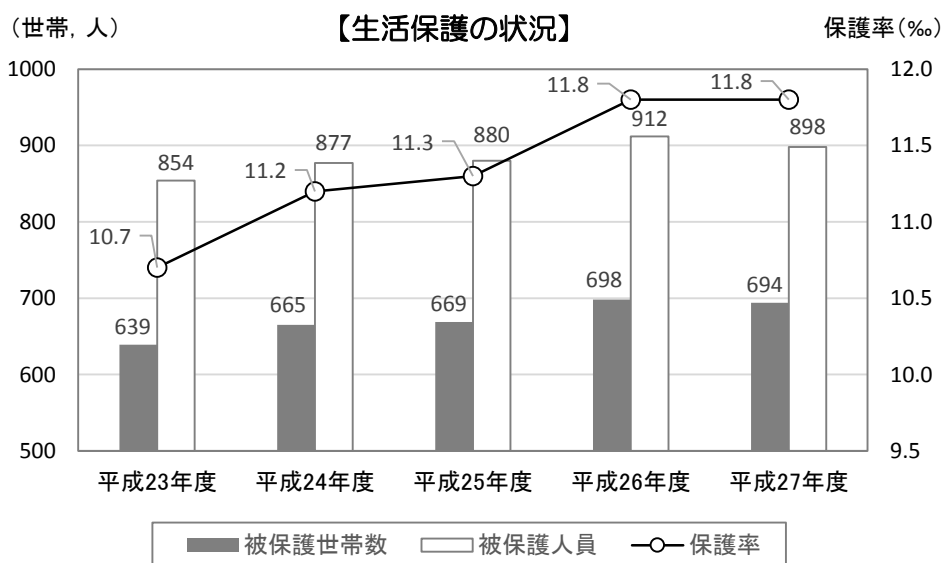
	母子世帯	父子世帯	一般世帯
就業率	80.6%	91.3%	女性 64.4%
※一般世帯は平成 26 年	(平成 23 年)	(平成 23 年)	男性 81.6%
うち非正規	57.0%	12.9%	女性 54.4%
			男性 19.9%
平均年間就労収入	181 万円	360 万円	女性 269 万円
( ) 内は非正規の場合	(125 万円)	(175 万円)	男性 507 万円
進学率※1	高校等	93.9% (平成 23 年)	96.5%
	大学等	23.9% (平成 23 年)	53.7%
生活保護受給率※2	14.4%	8.0%	3.2%
相対的貧困率※3	54.6%		12.4%

※1 進学率の「一般世帯」は、平成 26 年における「全世帯」

※2 平成 24 年調査

※3 平成 25 年調査

出典：厚生労働省



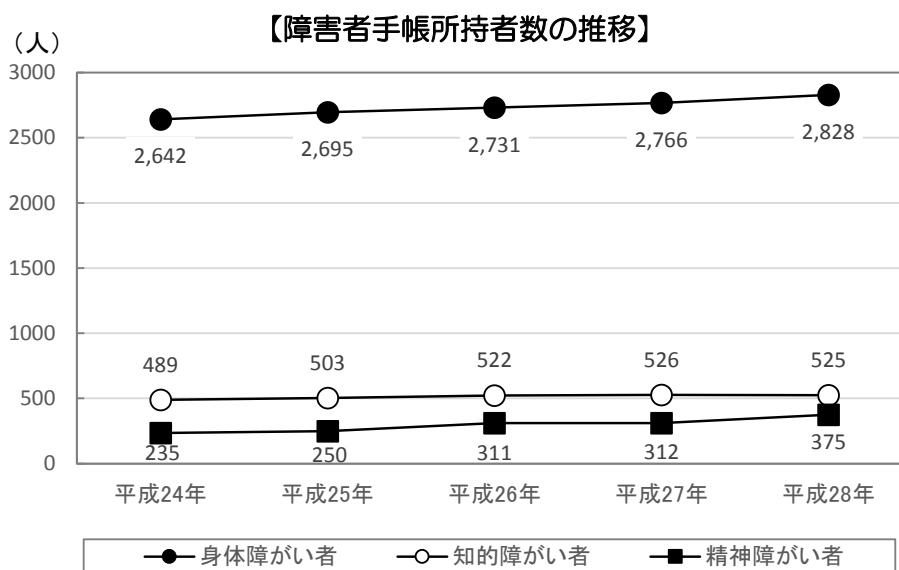
出典：社会福祉課

<sup>4</sup> 保護率：人口 1,000 人あたりの被保護人員の割合。単位は「%」となる。

また、本市における65歳以上の高齢者人口は、8頁に示されたとおり、平成27年時点でほぼ3割に達しており、人口ピラミッドからみても今後もその割合は上昇していくものと予測されています。

更に、障害者手帳を所持する市民の人数をみると、身体障がい者は平成24年から28年にかけて186人(7.0%)、知的障がい者(療育手帳所持者)は36人(7.4%)、精神障がい者は140人(59.6%)、それぞれ増加しています。

高齢者や障がい者など、一般に生活上の困難を抱えることの多い市民の増加に対応し支援策を充実させることが重要です。



出典：社会福祉課（各年3月31日時点）

一方、本市では、平成28年時点で、およそ900人の外国人が住民登録をしています。様々な国籍の外国人が、日常生活においても、また災害発生などの緊急時においても、日本人と同様に安心して暮らすことができるよう、必要な情報を多言語で提供するなどの行政サービスが求められます。

## 施策の方向性

- 1 ひとり親世帯への支援
- 2 高齢者世帯，障がい者世帯への支援
- 3 外国人世帯への支援

### 1 ひとり親世帯への支援

経済的に困難な状況におかれている割合の高いひとり親世帯に対し，経済的な支援や相談支援，就労支援等の充実に努めます。

### 2 高齢者世帯，障がい者世帯への支援

石岡ふれあいプランや石岡市障がい者基本計画・障がい福祉計画等との連携を図り，高齢者や障がい者・障がい児を対象とした福祉や生活支援事業を推進します。

### 3 外国人世帯への支援

日本語を母国語としない外国人に向け，多言語による情報発信を行い，日常生活の支援や防災対策への支援の充実に努めます。

## 第2次石岡市男女共同参画基本計画 成果指標

### 基本目標1 あらゆる分野での女性の活躍促進

項目	現状値	中間目標値 (平成34年度)	最終目標値 (平成39年度)
農業委員に占める女性の人数	1人	2人	3人
管理的職業従事者に占める女性の割合	3.4%	4.5%	6.0%
市(一般職)の管理職に占める女性の割合	10.2%	20.0%	25.0%
市の審議会等委員に占める女性の割合	23.6%	30.0%	35.0%
自治会長(区長)に占める女性の割合	3.0%	5.0%	8.0%
学校評議員に占める女性の割合	25.5%	30.0%	35.0%
「男は仕事, 女は家庭」という考え方(固定的役割分担意識)に賛成しない市民の割合	54.3%	60.0%	65.0%

### 基本目標2 男女がともに働きやすい就業環境の整備

項目	現状値	中間目標値 (平成34年度)	最終目標値 (平成39年度)
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	2社	4社	6社
市の男性職員の育児休業取得率	0%	15.0%	20.0%
30歳代既婚女性の労働力率	67.0%	70.0%	75.0%

### 基本目標3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備

項目	現状値	中間目標値 (平成34年度)	最終目標値 (平成39年度)
(再掲)市の男性職員の育児休業取得率	0%	15.0%	20.0%
保育の受け皿の確保(待機児童ゼロの維持)	待機児童ゼロ	待機児童ゼロ	待機児童ゼロ

### 基本目標4 安全・安心に暮らせる社会の実現

項目	現状値	中間目標値 (平成34年度)	最終目標値 (平成39年度)	
健康寿命(男女別)	男性 71.1歳 女性 74.7歳	男性 71.6歳 女性 75.2歳	男性 72.1歳 女性 75.7歳	
がん健診受診率	子宮頸がん	29.9%	40.0%	50.0%
	乳がん	27.8%	40.0%	50.0%
	胃がん	34.9%	40.0%	50.0%
	肺がん	31.6%	40.0%	50.0%
	大腸がん	34.3%	40.0%	50.0%
消防団員に占める女性の割合	3.0%	3.5%	4.0%	

## 第Ⅳ章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

---

#### (1) 石岡市男女共同参画審議会

公募を含む委員で構成し、基本計画に関する事項や、その他の男女共同参画の推進に関する事項を審議します。

#### (2) 男女共同参画推進連絡会議

庁内関係各課の連携を図るため、庁内連絡組織「男女共同参画推進連絡会議」において、施策の推進と総合調整を行います。

#### (3) 市民・企業との協働

男女共同参画社会の実現を目指すためには、市民一人ひとりが男女共同参画の理念を理解し、それぞれの生活のなかで考え、行動することが重要です。市の取り組みを市民・企業と行政が連携して推進するために、活動の中心となる人材や企業・団体の育成・支援に努め、ネットワークを強化します。

#### (4) 関係機関との連携

男女共同参画基本計画の着実な推進のためには、本市のみならず、国や県、近隣自治体と情報を共有し、連携して取り組んでいくことが重要です。このような関係機関とのネットワークを更に強化し、広く男女共同参画に関する情報収集を行うとともに、講演会やセミナー、啓発事業等を協力して行う体制づくりに努めます。

### 2. 進行管理の体制

---

計画を着実に実行していくため、石岡市男女共同参画審議会において毎年度進捗状況を調査・確認します。また、進捗状況等を踏まえ、事業内容の見直しを行います。

# 推進体制

## 石岡市男女共同参画条例 石岡市男女共同参画基本計画

### 石岡市男女共同参画審議会

根拠 石岡市男女共同参画条例第 17 条  
委員 15 名以内（公募含む）  
任期 2 年  
内容 ・基本計画に関する事項，その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議する。  
・男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し，市長に対して意見を述べる。



### 男女共同参画推進連絡会議 (庁内連携組織)

内容 ・施策の推進，総合調整ほか  
\*必要に応じて，分科会を設置。

- 市長公室
- 総務部
- 財務部
- 生活環境部
- 保健福祉部
- 経済部
- 都市建設部
- 八郷総合支所
- 教育委員会
- 消防本部

実施計画（5年間）

普及・啓発事業	調査・研究事業
人材育成事業等	相談事業



### 女性問題支援ネットワーク会議

メンバー…市関係各課・女性相談員・石岡警察署生活安全課  
内容 女性問題全般の総合調整及び DV 等に関する相談・保護・自立支援等

## 資料

### 1. 第2次石岡市男女共同参画基本計画策定経過

年 月	内 容	その他
平成 28 年度		
平成 28 年 6 月	平成 28 年度第 1 回審議会 (1) 第 2 次計画の策定について (2) 社会意識調査の実施について	
平成 28 年 7 月	石岡市男女共同参画に関する市民意識調査の実施	
平成 28 年 9 月	石岡市男女共同参画に関する児童・生徒意識調査の実施	
平成 28 年 11 月	石岡市男女共同参画に関する事業所意識調査の実施	
平成 29 年 3 月	平成 28 年度第 2 回審議会 (1) 社会意識調査の調査結果について (2) 平成 29 年度スケジュール (3) 平成 28 年度実施計画事業の進捗状況について	
平成 29 年度		
平成 29 年 5 月	平成 29 年度第 1 回策定専門部会 (1) 社会意識調査の調査結果について (2) 施策体系（案）について	
平成 29 年 5 月	平成 29 年度第 1 回審議会 (1) 第 1 次計画における成果指標の達成見込みについて (2) 基本的な考え方について (3) 施策体系（案）について	
平成 29 年 7 月	平成 29 年度第 2 回策定専門部会 (1) 施策体系（案）について (2) 計画の素案について	
平成 29 年 7 月	平成 29 年度第 2 回審議会 (1) 施策体系（案）について (2) 計画の素案について	
平成 29 年 9 月	平成 29 年度第 3 回策定専門部会 (1) 成果指標（案）について (2) 前期実施計画の実施事業（案）について	

年 月	内 容	その他
平成 29 年 9 月	平成 29 年度第 3 回審議会 （1）成果指標（案）について （2）前期実施計画の実施事業（案）について	
平成 29 年 11 月	平成 29 年度第 4 回策定専門部会	
平成 29 年 11 月	平成 29 年度第 4 回審議会 （1）基本計画（素案）について （2）前期実施計画の実施事業（案）について	
平成 29 年 12 月	第 2 次石岡市男女共同参画基本計画に係るパブリック・コメントの実施	
平成 30 年 1 月	平成 29 年度第 5 回審議会 （1）パブリック・コメント実施結果について （2）基本計画（最終案）について （3）その他	



## 2. 石岡市男女共同参画審議会規則

---

平成18年3月31日

規則第15号

改正 平成25年3月29日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、石岡市男女共同参画条例（平成18年石岡市条例第5号）第21条の規定に基づき、石岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の6を超えないものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(平25規則15・一部改正)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第15号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### 3. 石岡市男女共同参画審議会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	清山 玲	茨城大学人文社会科学部	会長
各種団体	高田 まり子	元石岡市農業委員会	
	古谷野 光紀	石岡市私立幼稚園連絡協議会	
	高城 裕	社会福祉法人 泰仁会	副会長
	木村 一裕	一般社団法人 石岡青年会議所	
	美留町 利彦	柏原工業団地運営協議会 (パナソニックエコソリューションズ SPT(株))	
	谷島 朋子	石岡ハーモニーネット	
	鈴木 圭子	茨城県知事公室女性青少年課 (平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日) 茨城県女性政策統括監兼女性青少年課 (平成 29 年 9 月 26 日 ~ )	
	石毛 光子	茨城県知事公室女性青少年課 (平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 9 月 25 日)	
	青木 利彦	茨城労働局雇用環境・均等室 (平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日)	
	松本 春美	茨城労働局雇用環境・均等室 (平成 29 年 4 月 1 日 ~ )	
公募	八木 麻梨子	(吉田建築計画事務所)	
公募	貝塚 久美子	(元関川小学校長)	
その他	岡里 由佳	石岡市女性人材登録名簿より	

#### 4. 石岡市男女共同参画基本計画策定専門部会委員名簿

---

役職名		氏名
部会長	市長公室次長	細谷 浩之
副部会長	保健福祉部次長	小倉 俊彦
	総務部次長	大関 浩二
	財務部次長	鈴木 勉
	生活環境部次長	遠藤 正志
	経済部次長	越渡 康弘
	都市建設部次長	島田 美智男
	教育委員会事務局次長	鈴木 和彦
	消防本部次長	足立 芳一

## 5. 石岡市男女共同参画条例

---

平成18年3月24日

条例第5号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第7条）

#### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第16条）

#### 第3章 男女共同参画審議会（第17条—第21条）

#### 附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法の崇高な理念であり、すべての人が個人として尊重され、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは、私たちの願いである。

豊かな自然環境と田園環境を有し、歴史と文化の息づく石岡市は、その特性を生かしつつ、活力と生きがいに満ちた協働によるまちづくりを目指している。そのために、男女が互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっている。

しかしながら現実には、性別による固定的な役割分担意識を背景とした制度や慣行が根強く残っている。一方、少子高齢化や家族形態の多様化、国際化など、私たちを取り巻く環境は急速に変化しており、このような状況のなかでは、男女共同参画社会の実現に向けて、より一層の努力が必要である。

ここに、石岡市は、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、市、市民、事業者など石岡市を支えるすべての人々が一体となって男女共同参画社会の実現を目指すために、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野

における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 男女共同参画の機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内で、積極的に機会を提供することにより、実質的な機会均等の実現を目指す措置をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

(1) 市民が、個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 市民が、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。

(3) 市民が、政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4) 市民が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。

(5) 市民が、男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行うようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、及び計画的に実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、その配偶者等に暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

### （基本計画）

第8条 市長は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映するよう適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第17条に規定する石岡市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### （市民及び事業者の理解を深めるための措置）

第9条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の実施及び普及啓発その他適切な措置を講ずるものとする。

### （男女共同参画に関する教育及び学習の振興）

第10条 市は、市民があらゆる機会を通し、男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

### （苦情の申出への対応）

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （相談の申出への対応）

第12条 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けた場合には、関係機関等と連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （調査研究）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究を行うものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第14条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況等の公表)

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 市は、男女共同参画の推進のため、市の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第17条 市に、石岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第18条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議する。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、市長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第19条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市長が適当と認める者のうち一部を公募するものとする。

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第21条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)



- 2 石岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 6. 石岡市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

---

- (1) 意識調査の概要
- (2) 調査結果

